

自動車検査証の電子化に関する検討会（第3回）

議事次第

日 時：平成30年10月31日（水）15時00分～17時00分

場 所：TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター
（4階 ホール4A）

1. 自動車検査証の電子化に関する海外事例について
2. 関係団体・行政機関からのヒアリング結果について
3. 自動車検査証の電子化の基本コンセプト策定に向けた論点（案）について

（配付資料）

議事次第

委員名簿

資料 1 自動車検査証の電子化に関する海外事例

資料 2 関係団体・行政機関からのヒアリング結果

資料 3 自動車検査証の電子化の基本コンセプト策定に向けた論点
整理（案）

参考資料 第2回検討会議事概要

自動車検査証の電子化に関する検討会 委員名簿

(敬称略、50音順)

○委員

(有識者)

石田 東生 筑波大学 名誉教授
大山 永昭 東京工業大学科学技術創成研究院 教授
川端 由美 自動車ジャーナリスト
坂 明 (一財)日本サイバー犯罪対策センター 理事
新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部 教授
関 哲朗 文教大学情報学部情報社会学科 教授

(関係団体等)

青山 猛紀 (一社)日本損害保険協会
自賠償保険固有業務PTリーダー
荒岡 克巳 日本行政書士会連合会 副会長
安藤 敏朗 OSS都道府県税協議会 会長
岡安 雅幸 (一社)全国自動車標板協議会 専務理事
久保田秀暢 (独)自動車技術総合機構 審議役
木場 宣行 (一社)日本自動車整備振興会連合会 専務理事
島崎 有平 (一社)日本自動車販売協会連合会 常務理事
徳永 泉 (一社)全国軽自動車協会連合会 専務理事
堀内 俊樹 (一財)自動車検査登録情報協会 顧問
三上 哲史 軽自動車検査協会 理事
武藤 孝弘 (一社)日本中古自動車販売協会連合会 専務理事
和迩 健二 (一社)日本自動車工業会 常務理事
(行政機関) 奥田 直彦 内閣官房IT総合戦略室 参事官
蔭山 良幸 国土交通省総合政策局情報政策課 課長
林 和宏 警察庁交通局交通企画課 課長補佐
村中 俊治 交通規制課 課長補佐
平木 省 総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室 室長

○国土交通省

奥田 哲也 自動車局長
島 雅之 自動車局次長
福田 守雄 大臣官房審議官(自動車局)
河原畑 徹 自動車局総務課長
小林 豊 自動車局保障制度参事官
佐橋 真人 自動車局環境政策課長
江坂 行弘 自動車局技術政策課長
野津 真生 自動車局審査・リコール課長
平井 隆志 自動車局整備課長
田中 賢二 自動車局自動車情報課長
須賀 政幸 自動車局自動車情報課課長補佐

資料1 自動車検査証の電子化に関する海外事例

欧州における検査登録制度概要

<p style="text-align: center;">車両 登録 制度</p>	<p>■ 欧州指令: COUNCIL DIRECTIVE 1999/37/EC of 29 April 1999 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:31999L0037</p> <p>⇒ <u>自動車登録関連書類について定めた本文に加え、別添(Annex)に登録証明書(紙及びICカード)の詳細事項が記載されている。</u></p> <p>以下のとおり、四度改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回目: COMMISSION DIRECTIVE 2003/127/EC Text with EEA relevance of 23 December 2003 ※従来の紙に加え、登録証明スマートカードの仕様を定めたAnnex I, IIIに修正された。 2回目: COUNCIL DIRECTIVE 2006/103/EC of 20 November 2006 ※適用国追加。 3回目: COUNCIL DIRECTIVE 2013/22/EU of 13 May 2013 ※適用国追加。 4回目: DIRECTIVE 2014/46/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 3 April 2014
<p style="text-align: center;">車両 検査 制度</p>	<p>■ 欧州指令: DIRECTIVE 2014/45/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 3 April 2014 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:JOL_2014_127_R_0003</p> <p>■ 欧州指令: DIRECTIVE 2014/47/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 3 April 2014 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:JOL_2014_127_R_0005</p> <p>⇒ <u>定期検査及び街頭検査の2種類の指令が存在。検査合格を示す検査証明書は紙で発行することが定められている。</u></p>

※ 米国における事例調査も実施したところ、車検証等がICカード化された事例は見当たらない。

車両登録概要

- 以下の3カ国においてIC登録証明書が導入。
- イギリス、フランス、ドイツを始めとしたその他のEU諸国は依然として紙で運用。

		オランダ	スロバキア	オーストリア	(参考)エストニア
車両登録		○	○	○	○
実施機関	機関名	Dienst Wegverkeer (RDW 道路交通局)	Odbor Dokladov a evidencií Prezídia PZ (警察)	Verband der Versicherungsunter- nehmen Österreichs (保険関連組合)	Estonian Road Administration (Maanteeamet 道路 管理局)
	ウェブサイト	www.rdw.nl	www.minv.sk	www.vvo.at	www.mnt.ee
登録証明書	詳細版	○	○	○	○
	概要板	○ (輸出時のみ発行)	○	○	×
	携帯義務 (乗車時)	詳細版のみ	×	詳細版のみ	×
	ICカード化	○ (概要板が発行される 場合は紙形式)	○ (概要板は紙形式)	○(詳細版について、 紙/ICカードを選択) (概要板は紙形式)	×

<参考>

COUNCIL DIRECTIVE 1999/37/EC において、加盟国は自国の登録証明書を詳細版のみ発行とするか、概要版に併せて発行するかを選択可。

出典：<https://ereg-association.eu/media/1117/the-vehicle-chain-in-europe-2014.pdf>
<https://www.help.gv.at/Portal.Node/hlpd/public/content/6/Seite.060118.html>

登録証明書の記載項目

○ 欧州指令において、以下のとおり、登録証明書の記載事項を規定。

情報	情報項目	書面(※1)	ICカード券面(※2)	ICカードのチップ内(※3)	
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 「European Community」 登録証明書発行国名 証明書名(登録証明書) 	<ul style="list-style-type: none"> 所管官庁名 一連の文書管理番号 ※上記2点は個人情報欄に記載も可	必須	必須	必須
個人情報、登録情報	<ul style="list-style-type: none"> (所管官庁名) 登録証明書発行機関名 (一連の文書管理番号) 車両登録番号 初度登録年月日 登録年月日 	<ul style="list-style-type: none"> 個人名/企業名、住所 登録証明書保有者に関する項目 ※実際の車両保有者と同一か ※登録証明書に記載されている 車両保有者と同一か	必須	必須	必須
車両情報	<ul style="list-style-type: none"> メーカー 車種 商業利用に関する記載 車両識別番号(VIN) 最大積載量 ※2輪車の場合省略 走行中の車両質量 有効期間 	<ul style="list-style-type: none"> 型式認証番号 エンジン排気量 公証出力 燃料もしくは動力源の種類 出力/重量比 ※2輪車の場合のみ 運転席を含む座席数 Stand place数 	必須	必須	必須
その他	<ul style="list-style-type: none"> さらなる個人情報(所有者履歴) 所有権以外の法的権利によって車両を使用可能な自然人もしくは法人 質量 車両のカテゴリー 車軸数 ホイールベース(前・後輪軸間距離) 車軸にかかる最大積載量 	<ul style="list-style-type: none"> エンジン情報 車両の色 最高速度 騒音レベル 排気物(CO、HC、Nox等) 燃料タンク容量 検査合格証明、次回検査年月日、証明書の有効期限 国特有の識別コード 	任意追加可能	任意追加可能	任意追加可能

情報保護に関する規定

・情報書込はスマートカード発行を行った政府機関しか実施できない
 ・カード内の登録情報の信ぴょう性検証にあたり、同カードから電子署名を読み取れるようにすること

・電子署名検証用の公開鍵は、同カード発行機関の証明書を確認することで検索可能とすること
 ・偽造防止のため、カード素材にはマイクロ印刷等少なくとも3つ以上の対策を施すこと
 ※推奨されるカード券面上のセキュリティ対応が記載されている

※1 上記指令Annex I内のII.4~II.7参照

※2 上記指令Annex I内のIII.1参照

※3 上記指令Annex I内のIII.2参照

各国におけるIC登録証明書の概要

		オランダ	スロバキア	オーストリア
運用開始日		2014年1月	2010年6月1日	2010年12月1日
発行方法		郵送 ※1	郵送 ※2 最大30日(速達2日)	郵送 ※3 2週間以内
素材		ポリカーボネート	ポリカーボネート	ポリカーボネート
発行契機		新規登録、変更登録、移転 登録時全てで新規発行	新規登録、変更登録、移転 登録時全てで新規発行	(調査継続中)
格納 データ	基本項目	欧州指令が定める項目に準拠		
	追加項目	○ (型式認証情報)	○ (車両・所有者の履歴、安全及び 環境規制、保険加入状況)	○ (調査継続中)

※1 カードの携帯義務は登録から14日後から発生する。<https://www.rdw.nl/particulier/voertuigen/auto/kopen/kentekenbewijs-op-naam-zetten>

※2 詳細版(ICカード)は概要板(紙)の発行から30日以内に郵送される。<https://www.slov-lex.sk/pravne-predpisy/SK/ZZ/2018/106/#paragraf-39>

※3 カードが郵送されるまでの間に車を使用できるようにするため、紙製の一時的な登録証明書が発行される。

<https://www.help.gv.at/Portal.Node/hlpd/public/content/6/Seite.060118.html>

各国における車両登録時の交付物(調査中)

	オランダ	スロバキア	オーストリア	(参考)エストニア
新規登録時	・登録証明書 ・ナンバープレート※1	・登録証明書 ・ナンバープレート※3	・登録証明書 ・ナンバープレート	・登録証明書 ・ナンバープレート
名義変更時	・登録証明書	・登録証明書 ・ナンバープレート※3	・登録証明書	・登録証明書
氏名・住所変更時	・登録証明書 ※2	・登録証明書 ・ナンバープレート※3	・登録証明書	・登録証明書
車両の一時使用 停止時	・オンライン申請時: メールで一時停止 の証明を受領 ・窓口申請時:一時停 止の証明レポートを 受領	・一時停止を示す書 面	・抹消の旨が追記さ れた登録証明書 ※4	(調査継続中)
車両の 永久抹消時	・登録を終了したこと を示す証書	・登録を終了したこと を示す証書	・抹消の旨が追記さ れた登録証明書 ※4	(調査継続中)

※1 オランダ国外から車両を持ち込む場合等、ナンバープレートの無い車両の場合に限り、認定されたナンバープレート製造業者に行き、身分証明書と車両登録証明書(カード)の提示および料金支払を行い、ナンバープレートを受け取る。

このような場合を除き、登録時に新しくナンバープレートの発行を受ける必要は無い。これは、オランダではナンバーは車に紐付いているため。

※2 オランダでは住所を変更すると5日以内に変更先の自治体へ新しい住所を届け出る必要がある。届出を行うと、車両登録情報を管理するデータベースの情報が自動的に書き換わる。ただし、車両登録証のデータは書き換わらないため、書き換えを希望する場合は登録証明書を紛失した場合と同様の再発行のプロセスを踏む必要がある。

<https://www.rdw.nl/particulier/voertuigen/auto/het-kentekenbewijs/bij-wijzigingen/wijzigen-naamgegevens-en-adresgegevens-op-het-kentekenbewijs>

※3 スロバキアでは、ナンバーは車および地域に紐付いているため、新所有者が異なる地域で登録する場合は再発行が必要

※4 出典 <https://www.help.gv.at/Portal.Node/hlpd/public/content/6/Seite.060900.html>

IC登録証明書の導入の背景等

<p>EUにおける経緯</p>	<p>1999年 車両登録証明書に関する欧州指令の公布 2003年 ICカード導入のための指令改正 2007年 オランダ道路交通局(RDW)において、ICカード化の内部検討開始 2007年 欧州車両・運転手登録機関協会(EReg)において、RDWが自国におけるICカード化の検討状況を報告 2008年 ERegにおいて、車両登録証明書のICカード化に関する分科会(トピックグループ)の立上げ(※議長はRDW) 2008年 第1回分科会ワークショップ(ブラチスラヴァ, スロバキア) 2008年 第2回分科会ワークショップ(ワルシャワ, ポーランド) 2010年 オーストリアにおいてスマートカードの運用開始 2010年 スロバキアにおいてスマートカードの運用開始 2013年 分科会報告書「IC登録証明書」の取りまとめ 2014年 オランダにおいてスマートカードの運用開始</p>	
<p>オランダにおける内部検討結果(2008年)</p>	<p>【導入の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証が先行してICカード化(2006年) ・ 2003年のICカード導入のための指令改正の時と比較し技術が向上 ・ 多くの情報を扱う需要の増加(環境視点など) ・ 不正輸出対策の強化 ・ eガバメントの推進の社会的要請 など 	<p>【国際的な活用の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州登録証としての利用 ・ 欧州内の更なる基準の調和 ・ 車両登録に関する詳細情報の電子的な活用 ・ 輸出入時の不正防止 ・ 国際的な車両情報の共有 など
<p>分科会報告書の結論</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2014年初頭において、ICカードを導入したのは3カ国のみ ・ 数年前に想定されていたよりもICカードの導入が進んでいない ・ ICカードを導入した3カ国においても、その導入方法は異なっており、欧州内での調和が図られていない ・ ICカード化のための安定した導入モデルを見つけるのが困難 ・ ICカードを活用した拡張サービスについて、アイデアはあるものの導入されていない など 	



各国の自動車登録・運転免許に係る専門家間の交流を通じて知識、経験、ベストプラクティスを共有する枠組み。欧州自由貿易地域内の効果的かつ効率的な情報交換の促進、自動車登録や免許発行プロセスの容易化に取り組む。

出典:「IC登録証明書に関する報告書」(2013年5月、第5分科会)
<https://ereg-association.eu/media/1195/final-report-ereg-topic-group-v-smartcard-vehicle-registration-certificate.pdf>

IC登録証明書のセキュリティ対策

	オランダ	スロバキア	オーストリア
券面上の対策	欧州指令が定める対策に準拠	<p><参考> ICカードの物理的な対策</p> <p>加盟国は券面に対して、以下の対策のうち最低でも<u>3つ</u>を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> — マイクロ文字 (microprinting) — 彩文デザイン (guilloche printing), — 虹色印刷 (iridescent printing), — レーザー彫刻 (laser engraving), — 紫外線蛍光インク (ultraviolet fluorescent ink), — 視野角を有するインク (inks with viewing angle — dependent colour), — 示温インク (inks with temperature — dependent colour), — 特殊ホログラム (custom holograms), — 潜像模様 (variable laser images), — 光学的変化模様 (optical variable images). <p>なお、加盟国が追加で新たなセキュリティ対策を行うことに制限はない</p>	
格納データ保護	欧州指令が定める対策に準拠	<p><参考> データの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> • 読み取りの制限はなし(誰でも読み取れる) • 書き込みは各国当局に限定される(技術的な対策を行う) • 改ざんを防止するため、各国当局によって電子署名を行う 	

IC登録証明書のサンプル(オランダ)



出典：
 オランダ共和国運輸・公共事業省道路交通局(RDW) Fact sheet
 Credit card sized vehicle registration certificate (2013年)
http://www.nvlissabon.com/ENG_Factsheet%20introduction%20vehicle%20registration%20card.pdf

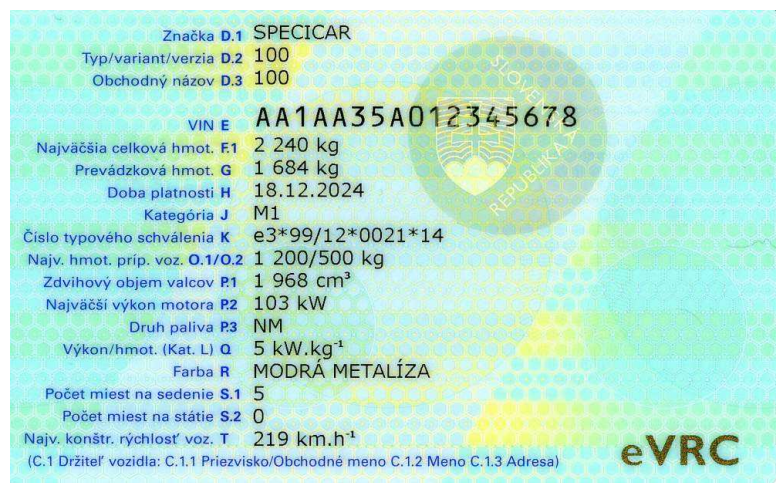
<参考>紙様式



出典：
 左記同様

IC登録証明書のサンプル(スロバキア)

<参考>紙様式



出典:
 スロバキア共和国内務省ホームページ
<https://www.minv.sk/?vzory-dokladov-evidencia-vozidiel>



出典:
 左記同様

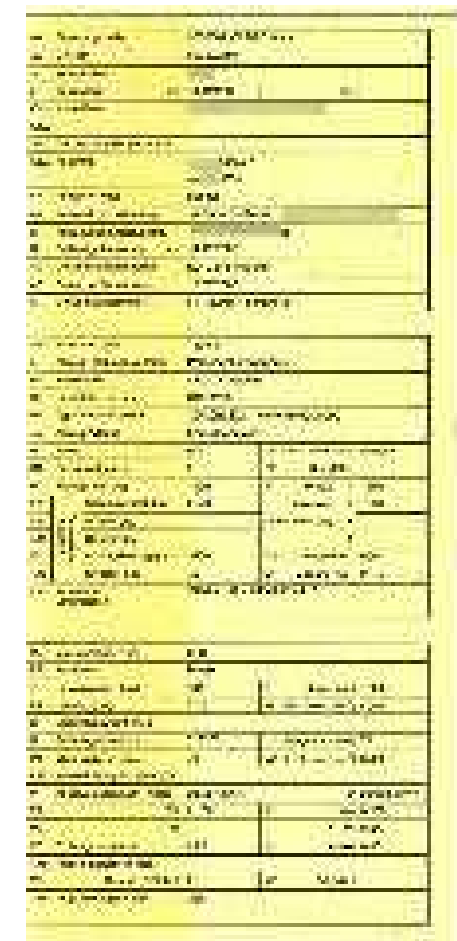
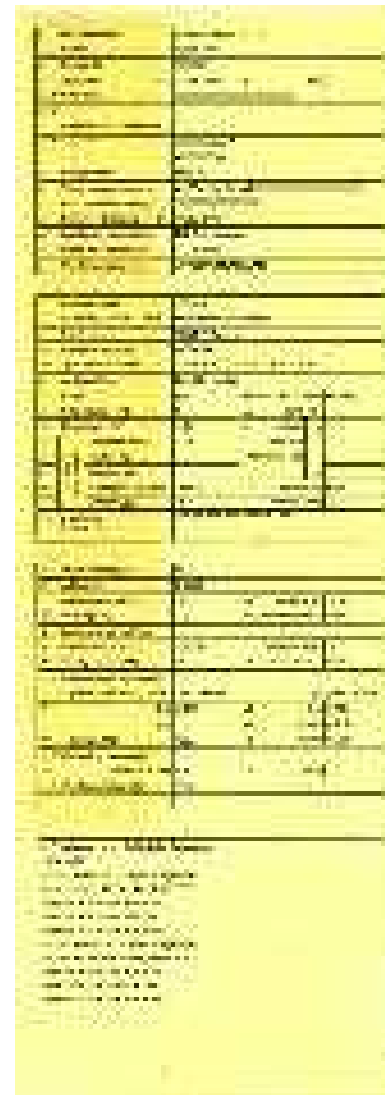
IC登録証明書のサンプル(オーストリア)



D1	Automarkte	E	FIN12345678901234		
D2	1J				
D3	Moderno	A4	01		
J	M1 / Personenkraftwagen	A7	123456		
S1/2	5	F1	1550 kg	V9	94/12/EWG
O1	980 kg	F2	1450 kg	Q	
O2	470 kg	G	1130 kg	T	180 km/h
N1	750 kg	A10		H	
N2	850 kg	A12	79 kg	P1	1595 ccm
N3		U1	83 dB(A)	P2	74 kW
N4		U2	4125 min ⁻¹	P3	Benzin
P5	A12B34567890	K	12345677-AB/B-90		
A23	Besitzgemeinschaft				

A4 Verw-Best; A7 nat iCode; A10 hz Nutz; A12 hz Stütz-/Sattelast; A23 Vermerke; D1 Marke; D2 Type/Variante/
 Vers; D3 Handelsb; E FIN; F1 tech zul Gesamtir; F2 hz Gesamtgew; G Eigengew; H gültig bis; J Fzg-Klasse/Art;
 K Genehm-Nr; N1-N4 hz Achslast; O1/O2 hz Anhängel gebirungebr; P1 Hubraum; P2 Leistung; P3 Antrieb; P5
 Motortyp; Q Leist/Gew; S1/S2 Sitz-/Stehpl; T Höchstgeschw; U1/U2 Standger/Drehz; V9 Abgaski

<参考>紙様式



出典:

オーストリア共和国運輸省 登録証明スマートカードに関するリーフレット
<https://www.bmvit.gv.at/service/publikationen/verkehr/strasse/downloads/zulassungsschein.pdf>

出典:

欧州理事会及び欧州連合理事会ホームページ
<https://www.consilium.europa.eu/prado/en/prado-documents/aut/g/o/index-type-per-cat.html>

(参考)各国における各種手続きの電子化状況(調査中)

		オランダ	(参考)エストニア	(参考)ノルウェー
検査・登録手続きに関する電子化状況	新規	<ul style="list-style-type: none"> RDW窓口申請のみ 現在、一部ディーラーにオンライン新規登録申請を行わせるパイロットプロジェクト進行中 	<ul style="list-style-type: none"> 登録予約手続きのみオンライン申請可能 ※ERAサイトを利用 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請可能 ※NPRAサイトを利用 ※新車:ディーラー代行申請のみ ※中古車:本人申請とディーラー代行申請
	変更	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請可能 	<ul style="list-style-type: none"> ERAでの窓口申請のみ ※事前にERAサイトでの予約は必要 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請可能 ※税務署サイト(National Registry)を使い、個人で情報変更可能
	移転	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請可能 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請可能 ※売り手と買い手双方による電子署名を含む 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請可能 ※売り手、買い手共にNPRAサイトでの情報入力や手数料支払いを実施。手続き完了後、登録証のコピー確認も可能(原本は後日郵送)
	検査	<ul style="list-style-type: none"> 検査予約手続きをオンラインで実施可能 ※RDWサイトで訪問先検査場と日時予約、必要情報入力、車両税納付を行う 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請不可 ※ERAサイトで適切な検査手続きを検索し、メールで予約 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン申請不可 ※NPRAサイトで訪問先検査場を探し、メールか電話で予約
	登録手数料支払	<ul style="list-style-type: none"> 新規登録手数料はオンライン支払不可 変更・移転登録手数料はオンライン支払可能 	<ul style="list-style-type: none"> 登録手数料はオンライン支払可能 ※銀行口座番号と個人認証番号でログインし、オンラインで支払い 	<ul style="list-style-type: none"> 移転登録手数料と中古車の新規登録手数料はオンライン支払可能 ※他の手数料はオンライン支払不可
	税支払	<ul style="list-style-type: none"> MyGovernmentにログインし、税務機関の通知メールを確認後、支払い(登録/検査時) 	<ul style="list-style-type: none"> ERAサイトでのオンライン支払い可能 ※ERAサイト経由で税務機関に支払い ※税務機関サイト(e-Tax/e-Customs)に直接アクセスして支払うことも可能 	<ul style="list-style-type: none"> 新車の場合、税務署サイトにログインし、車両IDもしくは車台番号を入力すると税額が表示される。オンライン支払い可能 中古車の場合、NPRAサイトからオンライン支払い可能
	デジタル署名	<ul style="list-style-type: none"> 登録・検査手続きにおけるデジタル署名には非対応 	<ul style="list-style-type: none"> ERAサイトで移転登録を行う際に、書類への電子署名が可能(買い手・売り手双方の署名) 電子署名時には、個人識別IDもしくは携帯電話のSIMカードに付与されたモバイルIDが活用される 	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名付与ポータル(Signing Portal)から署名対象書類の取得、デジタル署名が可能

※ オンライン申請手続き可能であっても、交付物の受け取りは必要(国によっては郵送)

車両検査概要

	オランダ	スロバキア	オーストリア	(参考)エストニア
安全性検査	○	○	○	○
排ガス検査	○	○	○	○
検査場所	民間検査場	民間検査場	民間検査場	民間検査場
検査の頻度 (乗用車)	ガソリン／電気 4-2-2-1- ディーゼル／他 3-1-	4年	3-2-1-1-	3-2-2-2-
車両登録原簿 への登録	○	○	○	○
交付物(調査中)	検査証明書	検査証明書、 ステッカー	検査証明書、 ステッカー	検査証明書
検査証明書の 携帯義務	× ※	(調査継続中)	(調査継続中)	(調査継続中)

※ <https://www.rdw.nl/particulier/voertuigen/auto/apk/keuringsrapport>

出典: <https://ereg-association.eu/media/1117/the-vehicle-chain-in-europe-2014.pdf>,
DIRECTIVE 2014/45/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE
COUNCIL of 3 April,
<https://www.rdw.nl/particulier/voertuigen/auto/apk/wanneer-en-hoe-vaak-apk-keuren/apk-keuringsschema>

検査証明書の情報項目

- 欧州理事会が定めた自動車定期検査に関する指針(*DIRECTIVE 2014/45/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 3 April 2014*)の別添IIに、以下のとおり、検査証明書の記載事項が定められている。

必須項目

- 車両識別番号(VIN番号またはシャーシ番号)
- 車両登録番号(プレートナンバー)、登録した国のシンボルマーク
- 検査の場所と日付
- 検査時の走行距離
- 車両のカテゴリー
- 特定された欠陥、深刻度
- 検査の結果
- 次回検査年月日または現証明書の有効期限(当該情報が他の手段によって提供されていない場合)
- 検査機関の名称、検査責任者の署名または当該人物を識別できる情報
- その他の情報

検査証明書のサンプル（オランダ）

RDW (NL)

Keuringsrapport

Gegevens voertuig en resultaat keuring

Keuringsbewijs is geldig tot (X) _____
 Geldigheidsduur keuringsbewijs¹

Reparatieadvies, advies, reparatie- of afkeerpunt en nadere uitleg

Kenteken (A) _____
 Identificatienummer (E) _____
 Voertuigcategorie (J) _____
 Merk (D.1) _____
 Type (D.3) _____
 Tellerstand _____

Resultaat keuring Goedgekeurd
 Goedgekeurd na reparatie, zie reparatiepunten
 Afgekeurd, zie afkeerpunten

Datum afgifte rapport _____

Mededeling RDW na afmelding

Tijdstip afmelding _____
 Transactiecode _____
 Steekproef Ja² Nee
 Einde wachttijd i.v.m. steekproef _____

Dit rapport is afgegeven door

Naam keuringsinstantie _____
 Adres _____
 Postcode en plaats Keuringsinstantie-nummer _____
 Naam keurmeester _____
 Pasnummer _____
 Handtekening keurmeester (namens de erkenninghouder) _____

Aanvrager verzoekt herkeuring na afkeuring (art. 90 WVV 94)
 De aanvrager van het in Nederland afgegeven keuringsrapport verzoekt door middel van het plaatsen van zijn of haar handtekening een herkeuring door de RDW, tegen betaling van het daarvoor vastgesteld tarief. In de staat waarin het voertuig zich tijdens de eerste keuring bevond, mag geen verandering worden aangebracht. Het voertuig moet in de keuringplaats ter beschikking blijven totdat de RDW functionaris is gearriveerd.

In te vullen door de RDW

Naam	Steekproef of herkeuring na afkeuring uitgevoerd door	Resultaat
_____	_____	Goedkeuring <input type="checkbox"/> Terecht <input type="checkbox"/> Terecht na herstel
_____	_____	Adviespunten en/of reparatieadviespunt <input type="checkbox"/> Onterecht, goedkeuring vervalt <input type="checkbox"/> Terecht
_____	_____	Afkeerpunten <input type="checkbox"/> Onterechtonvolledig <input type="checkbox"/> Terecht
_____	_____	Handtekening RDW functionaris _____

Datum en tijdstip _____

Indien u, als voertuigeigenaar, het niet eens bent met de goedkeuring van het voertuig dan kunt u, tot 1 jaar na datum afgifte van dit keuringsbewijs, schriftelijk tegen betaling van het daarvoor vastgestelde tarief bij de RDW een verzoek tot herkeuring indienen mits in Nederland afgegeven. Onderdelen die vervangen of gerepareerd zijn vallen buiten de beoordeling van artikel 91, WVV 94. Het voertuig moet op een door de RDW bepaalde plaats ter beschikking worden gesteld ten behoeve van het deskundigenonderzoek (artikel 91, WVV 94).

1 Uitsluitend invullen indien het voertuig is goedgekeurd.
 2 Indien een steekproef wordt toegewezen, moet het voertuig in ieder geval tot het einde van de wachttijd en de duur van de steekproef in de keuringplaats ter beschikking blijven. Aan de steekproef moet alle medewerking worden verleend.

Certificate of periodic technical inspection performed pursuant to the Road Traffic Act 1994. The test is a technical inspection which conforms with the provisions of Council Directive 2014/45/EU on the approximation of the laws of the Member States relating to roadworthiness tests for motor vehicles and trailers. 2 E 0701p

(表面)

RDW (NL)

Keuringsrapport

Gegevens voertuig en resultaat keuring

Keuringsbewijs is geldig tot (X) _____
 Geldigheidsduur keuringsbewijs¹

Reparatieadvies, advies, reparatie- of afkeerpunt en nadere uitleg

Kenteken (A) _____
 Identificatienummer (E) _____
 Voertuigcategorie (J) _____
 Merk (D.1) _____
 Type (D.3) _____
 Tellerstand _____

Resultaat keuring Goedgekeurd
 Goedgekeurd na reparatie, zie reparatiepunten
 Afgekeurd, zie afkeerpunten

Datum afgifte rapport _____

Mededeling RDW na afmelding

Tijdstip afmelding _____
 Transactiecode _____
 Steekproef Ja² Nee
 Einde wachttijd i.v.m. steekproef _____

Dit rapport is afgegeven door

Naam keuringsinstantie _____
 Adres _____
 Postcode en plaats Keuringsinstantie-nummer _____
 Naam keurmeester _____
 Pasnummer _____
 Handtekening keurmeester (namens de erkenninghouder) _____

Aanvrager verzoekt herkeuring na afkeuring (art. 90 WVV 94)
 De aanvrager van het in Nederland afgegeven keuringsrapport verzoekt door middel van het plaatsen van zijn of haar handtekening een herkeuring door de RDW, tegen betaling van het daarvoor vastgesteld tarief. In de staat waarin het voertuig zich tijdens de eerste keuring bevond, mag geen verandering worden aangebracht. Het voertuig moet in de keuringplaats ter beschikking blijven totdat de RDW functionaris is gearriveerd.

In te vullen door de RDW

Naam	Steekproef of herkeuring na afkeuring uitgevoerd door	Resultaat
_____	_____	Goedkeuring <input type="checkbox"/> Terecht <input type="checkbox"/> Terecht na herstel
_____	_____	Adviespunten en/of reparatieadviespunt <input type="checkbox"/> Onterecht, goedkeuring vervalt <input type="checkbox"/> Terecht
_____	_____	Afkeerpunten <input type="checkbox"/> Onterechtonvolledig <input type="checkbox"/> Terecht
_____	_____	Handtekening RDW functionaris _____

Datum en tijdstip _____

Indien u, als voertuigeigenaar, het niet eens bent met de goedkeuring van het voertuig dan kunt u, tot 1 jaar na datum afgifte van dit keuringsbewijs, schriftelijk tegen betaling van het daarvoor vastgestelde tarief bij de RDW een verzoek tot herkeuring indienen mits in Nederland afgegeven. Onderdelen die vervangen of gerepareerd zijn vallen buiten de beoordeling van artikel 91, WVV 94. Het voertuig moet op een door de RDW bepaalde plaats ter beschikking worden gesteld ten behoeve van het deskundigenonderzoek (artikel 91, WVV 94).

1 Uitsluitend invullen indien het voertuig is goedgekeurd.
 2 Indien een steekproef wordt toegewezen, moet het voertuig in ieder geval tot het einde van de wachttijd en de duur van de steekproef in de keuringplaats ter beschikking blijven. Aan de steekproef moet alle medewerking worden verleend.

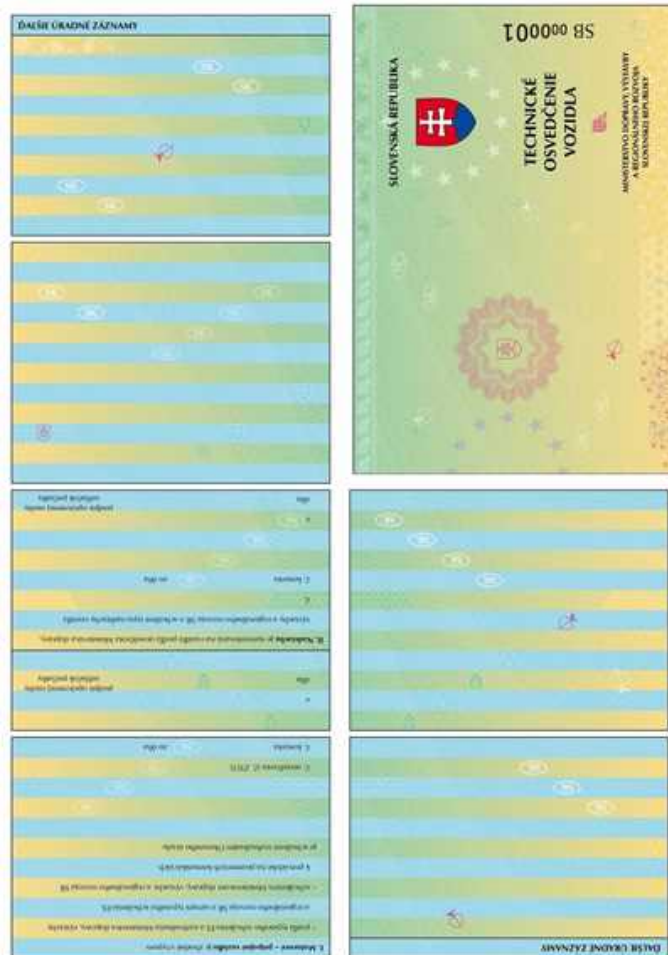
Certificate of periodic technical inspection performed pursuant to the Road Traffic Act 1994. The test is a technical inspection which conforms with the provisions of Council Directive 2014/45/EU on the approximation of the laws of the Member States relating to roadworthiness tests for motor vehicles and trailers. 2 E 0701p

(裏面)

※: 出典: オランダ運輸・公共事業省担当局 (RDW) が公開している定期車検 (APK) に関する文書 (2018年5月版。電子版P17)
<https://handboek.rdw.nl/-/media/handboek/pdf/regelgeving/apk/sitecollectiondocuments/apk-regelgeving.pdf>

検査証明書のサンプル（スロバキア、オーストリア）

スロバキア



オーストリア

0K08.0 - Ausgaben ab 05. Juli 2015 - Nr. 240 1 von 1

Prüfnachweis gemäß §§ 24, 24a KFG 1967 Anlage 7

Zulassungszulassung/Eigentümer:	A-Nr.:
Fahrzeug Marke/Type:	Kennzeichen:
Höchstzul. Ges. Gew.:	Überprüfungsdatum:
Kontrollgerät/Fahrtschreiber: Marke/Typ/Seriennummer:	Eintragung:
Wegschreckzähler vor/nach Prüfung oder eingestellt auf:	Begrenzungspflicht gemäß § 24a KFG 1967:
Gerätekennwerte:	Werte letzte Prüfung/Fremdsprache/Bezeichnung:
Bereifung:	Beidigitale Kontrollgeräte: Feststellung Ereignisses und Störungen seit der letzten Prüfung:
Reflexdimension:	Prüfergebnis:
Abrollumfang:	Die Kontrollgeräte/Fahrtschreiber-Anlage:
Messverfahren:	entspricht: <input type="checkbox"/> entspricht nicht: <input type="checkbox"/>
Zulassung:	Die Geschwindigkeitsbegrenzungsanlage:
Bewegungssensoren bei digitalen Kontrollgeräten:	entspricht: <input type="checkbox"/> entspricht nicht: <input type="checkbox"/>
Seriennummer:	Plombierungskennzeichen:
Seriennummer fertig in FE:	
Unabhängiges Bewegungssignal aktiv:	
Geschw.-Begrenzer Marke/Type:	
Bemerkungen:	Prüfstelle/Prüfer:

Fahrzeug ordnungsgemäß überlassen:

Prüfstelle <input type="checkbox"/> Eingangsdaten erfassen <input type="checkbox"/> Daten der Bereifung der für den Antrieb der Kontrollgeräte/Fahrtschreiber-Anlage maßgeblichen Räder ermitteln: <input type="checkbox"/> Reflexdimension <input type="checkbox"/> Reflektanz <input type="checkbox"/> Winterreifenmäßiger Reflektanzumfang <input type="checkbox"/> Reflektanzhöhe <input type="checkbox"/> Wegschreckzähler/Wegschreckzeit ermitteln, gegebenenfalls anschauen <input type="checkbox"/> Gasfunktion prüfen (Einströme mit Schiebemaschine) <input type="checkbox"/> Schichtprüfung der Verlegung, Antriebswellen, Antriebswellen und elektrische Leitungen <input type="checkbox"/> Unschalthebel prüfen (Einströme mit Schiebemaschine) <input type="checkbox"/> Eigenechtigkeit des Stromkreises prüfen (Fahrer zum Transport gefährlicher Güter) <input type="checkbox"/> Eingrifflichkeit prüfen <input type="checkbox"/> Bei digitalen Kontrollgeräten: Download der Werkstattdaten	Kontrollgeräte/Fahrtschreiber <input type="checkbox"/> Kontrollgerät hat EG-Zulassung <input type="checkbox"/> Fahrtschreiber ist eine schriftliche Type <input type="checkbox"/> Eingangsprüfung durchführen (Plombierung, Ausdrucksanforderungen) <input type="checkbox"/> Uhrwerk prüfen <input type="checkbox"/> Zeitgruppenymbol-Anzeige prüfen <input type="checkbox"/> Wegschreckzähler prüfen <input type="checkbox"/> Digitale Kontrollgeräte: V-Messpunkte prüfen <input type="checkbox"/> Analoges Kontrollgerät: Prüfprogramm erstellen und vollständig ausführen <input type="checkbox"/> Beleuchtung und Warnlampen prüfen <input type="checkbox"/> Probefahrte (Probefahrt) auf Rollenprüfstand durchführen <input type="checkbox"/> Kontrollgeräte/Fahrtschreiber-Anlage plombieren <input type="checkbox"/> Einbauecht vollständig ausgeführt einbringen und plombieren <input type="checkbox"/> Bei EA-Kontrollgeräte/Fahrtschreiber auf dem Typenschild die angelegliche Geräte-kennwerte k eintragen und plombieren	Geschwindigkeitsbegrenzer <input type="checkbox"/> V-max prüfen und auf Einbauecht übertragen und plombieren <input type="checkbox"/> Elektrische Anschlüsse prüfen <input type="checkbox"/> V-Signal prüfen <input type="checkbox"/> Mechanische Ansteuerung prüfen (Leerlaufstellung) <input type="checkbox"/> Anlage vollständig plombieren <input type="checkbox"/> ... Zulieferer ist anzukennzeichnen
--	---	--

www.ris.bka.gv.at

出典:
 スロバキア共和国運輸郵政通信省 Decree(政令) No.169
<https://www.zakonypreludi.sk/zz/2010-169>

出典:
 オーストリア共和国連邦憲法 試験及び評価機関規則に関する法的規制 別添7 15
http://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/Bundesnormen/NOR40172672/II_200_2015_Anlage_7.pdf

検査証明書のサンプル (エストニア)

Mark, mudel:	Reg. number:	Sõiduki kat.:
VIN-kood (tehasetähis):	ID kood:	Ülevaatuse liik:
Ehitusaasta:	Ülevaatuse aeg:	

A
A

SÕIDUKI TEHNOÜLEVAATUSE KONTROLLKAART

Kontrollitavad sõlmed, kohad.

A. IDENTIFITSEERIMINE VO OVEOV

1. VIN-kood (tehasetähis)			
2. Registriandmed			
3. Dokumendid			
4. Registreerimismärgid			
5. Turusambrid			

B. PIDURID

1. Sõidupidur			
2. Seisupidur			
3. Muud pidurid			

C. TULED JA VARUSTUS

1. Heikurid			
2. Tagumised ääretuled			
3. Pidurituled			
4. Suunatuled			
5. Ees, taga valgustus			
6. Eesmise ääretuled			
7. Lähtituled			
8. Kvaatituled			
9. Märksambid			
10. Muud tuled			
11. Ohukolmnurk			
12. Turvavööd			
13. Sõidumeerik, kiiruspiirik			
14. Muud seadmed ja varustus			
15. Monitor ja looteadmed			
16. Helepaasid			

D. VEERMİK JA ROOLISEADE

1. Tagatolp(led)			
2. Heitgaasitorustik			
3. Vedrustus			
4. Amortisaatorid			
5. Raam, aksel			
6. Aiasõidukiõled			
7. Veiled, rehvid			
8. Portiivid, -plekid, -kummid			
9. Esileid(led)			
10. Rooliseade			
11. Käsi			
12. Hooleseade			

E. PROOVISÕIT

1. Juhtimiseadmed			
2. (Tahavaate-) peeglid			
3. Kerekabini sisustus			
4. Tuuleklaas			
5. Klaaspühkija, -pesur			
6. Muud aknad			
7. Signaalseadmed			
8. Juulekanne			
9. Juhtlülis			
10. Kasutusstikis			

Reg. number:	Mark, mudel:
ID kood:	VIN-kood (tehasetähis):
Sõiduki kat.:	Ülevaatuse liik:
Lisaselgitused (märkused):	

Spidomeetri näit: _____ 000 km	Heitgaasid: CO %:	HC, ppm:
Ülevaatuse kuupäev:	Lambda:	dliisi suits, m ⁻¹ :

ÜLEVAATUSE OTSUS:

TEHNILISELT KORRAS

järgmise ülevaatuse kuu, aasta _____

Ülevaatus katkestatud

Esitada korduvale ülevaatusel

Omal jõul sõitmiseks kõlbmatu

Teostaja allkiri ja pitser:

1. Väheohhtlikud vead tuleb kõrvaldada tehniliselt võimaliku minimaalse aja jooksul.

2. Kas või ühe ohtliku vea või üle 4 väheohhtliku vea korral tuleb sõiduk pärast vigade kõrvaldamist esitada korduvülevaatusel samale ülevaatuspunktile. Lubatud on kõige lühemat teed mööda sõita remondi- ja garaažierimiskohani.

3. Otsuse "OMAL JÕUL SÕITMISEKS KÕLBMATU" korral tuleb sõiduk remondikohta toimetada tehnobaasi autoga.

4. Punktides 2 ja 3 toodud juhtudel on pärast vigade kõrvaldamist lubatud kõige lühemat teed mööda sõita ülevaatuspunktini.

5. Punktides 2 ja 3 toodud juhtudel peab kontrollkaart olema juhil kaasa kuni korduvülevaatuseni.

A

出典:

エストニア運輸大臣規則No. RTL 1999, 86, 1078 自動車検査ルールの整備 別添7

<https://www.riigiteataja.ee/aktiisa/0000/0009/0980/90987.gif>

検査ステッカーのサンプル(スロバキア・オーストリア)

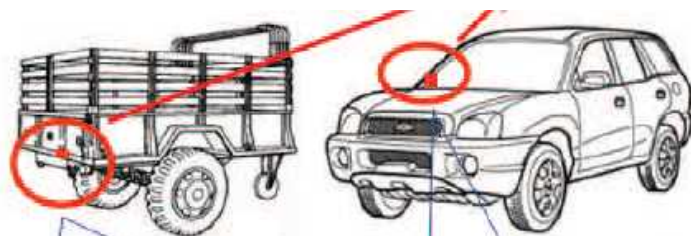
スロバキア



オーストリア



(貼付け位置)



連邦議会が制定する法律である交通法(KFG 1967)第57a条 (§ 57A)に基づく車両検査(Pickerlという)を受けるとステッカーが発行され、車両のフロントガラスに貼られる。

※: 出典:

(スロバキア)スロバキア国家認定機関で車両検査サービスを提供するTESTEKの資料より(2009年版)

http://www.testek.sk/files/testek_vehicle_information.pdf

(オーストリア) オーストリア共和国交通法(KFG 1967)第57a条 (§ 57A)

<http://kfz-fangl.at/leistungen/begutachtung-57a/>

(参考) EU各国の基礎情報

国名	人口	登録車両台数	1000人あたり台数	新規登録件数(年)	変更登録件数(年)	移転登録件数(年)	抹消登録件数(年)
Austria	8,500,000	6,300,000	741	435,929	-	-	-
Belgium	11,000,000	6,200,000	564	650,000	930	700,000	400,000
Bulgaria	7,500,000	3,545,047	473	200,000	229,000	220,000	150,000
Croatia	4,285,000	1,623,000	383	43,015	-	-	-
Cyprus	855,700	586,000	508	12,643	-	-	-
Czech	10,600,000	5,469,000	520	259,693	-	-	-
Denmark	5,780,000	2,783,000	493	222,927	-	-	-
Estonia	1,400,000	785,000	561	-	223,437	96,313	20,984
Finland	5,400,000	5,500,000	1,019	192,000	2,000,000	1,400,000	500,000
France	67,180,000	38,408,000	578	2,015,177	-	-	-
Germany	81,800,000	42,300,000	517	3,700,000	10,900,000	7,800,000	-
Gibraltar	30,000	22,000	733	3,000	3,600	3,600	1,000
Greece	10,810,000	6,456,000	593	78,873	-	-	-
Hungary	9,800,000	3,604,000	365	-	-	-	-
Iceland	320,000	304,000	950	10,000	92,500	90,000	5,000
Ireland	4,400,000	2,400,000	545	147,000	-	900,000	-
Italy	59,600,000	36,000,000	604	3,300,000	-	6,600,000	2,600,000
Latvia	2,041,763	801,300	392	71,000	300,000	168,000	11,000
Lithuania	3,000,000	2,237,882	745	256,525	284,550	227,354	236,504
Luxembourg	500,000	500,000	1,000	75,000	-	45,000	100,000
Malta	430,000	-	-	-	-	-	-
Netherlands	17,000,000	12,000,000	706	700,000	-	6,000,000	666,500
Norway	5,000,000	4,700,000	940	300,000	-	600,000	250,000
Poland	38,187,000	22,024,697	577	-	-	-	-
Portugal	10,290,000	6,096,000	586	207,330	-	-	-
Roumania	19,760,000	5,758,000	289	94,924	-	-	-
Slovakia	5,500,000	2,537,976	461	92,896	-	327,514	45,945
Slovenia	2,000,000	1,400,675	700	85,000	-	271,081	470,000
Spain	46,700,000	31,000,000	664	1,500,000	-	2,900,000	1,000,000
Sweden	9,400,000	9,000,000	957	400,000	-	2,200,000	-
Switzerland	7,870,000	5,480,000	696	420,000	-	-	-
United Kingdom	65,650,000	33,128,000	517	2,692,786	-	-	-

(注) Gibraltar、Iceland、Norway、SwitzerlandはEUに含まれない

出典：<https://ereg-association.eu/media/1117/the-vehicle-chain-in-europe-2014.pdf>
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html>
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/0daa7dee5221f2cd/20170039.pdf
<http://www.stat.go.jp/data/sekai/0116.html#c08>

資料2

関係団体・行政機関からのヒアリング 結果

本検討会において検討いただきたい事項(案)

フェーズ1 (手続の簡素化)	Step 1 基本コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 論点1 自動車検査証の電子化に伴う手続フロー 論点2 自動車検査証の電子化の方式 (ICカード…) 論点3 自動車検査証の閲覧・書換の実施主体 論点4 国・民間事業者等における運用体制の確保 論点5 導入時期 論点6 導入コスト 論点7 検査標章
	Step 2 技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> 論点8 セキュリティー対策 論点9 電子化の方式を踏まえた性能要件・システム要件等
フェーズ2 (更なる展開)		<ul style="list-style-type: none"> 論点10 電子化する情報の範囲 論点11 将来的な活用のあり方

論点1～4 ヒアリングにおける主な意見①

- 論点1 自動車検査証の電子化に伴う手順フロー
- 論点2 自動車検査証の電子化の方式（ICカード…）
- 論点3 自動車検査証の閲覧・書換の実施主体
- 論点4 国・民間事業者等における運用体制の確保

【電子化の方式関連】

名称	意見概要
日本自動車整備 振興会連合会	・導入が容易なICカード方式に期待。
警察庁	・車検証の記録事項を機器によって読取りを行うことを考えて汎用性を確保するため、規格をIC免許証と同様のTypeBとしていただきたい。

論点1～4 ヒアリングにおける主な意見②

【閲覧方法関連(その①)】

名称	意見概要
日本損害 保険協会	<ul style="list-style-type: none">・保険加入にあたり、車検証の内容を確認するために自動車ユーザー全員がICカードリーダー等を持つのは非現実的。車検証の電子化により、保険契約者に新たな確認手続の負担、金銭的コストの負担がかからない仕組みとすることが必須。・PCやスマホで車両情報を確認する方法等が考えられるが、PCやスマホを保有していないユーザーにも留意が必要。また、代理店を介さずにオンラインでユーザー自身が保険加入を申し込む方法や、職域募集等の遠隔地に対して郵送等による募集があることにも留意。・電子的に閲覧する仕組みは、登録番号で検索できるなど、簡便に検索できるものとしてほしい。また、登録車と軽自動車で電子的に閲覧する仕組みは一つに統合してほしい。利用可能時間も365日24時間としてほしい。
都道府県税 協議会	<ul style="list-style-type: none">・備考欄を含む電子情報を都道府県税事務所でリアルタイムで確認できるシステムが必要。・窓口において紙車検証を見せる場合と同レベルで確認できる状態が必要。
全国自動車 標板協議会	<ul style="list-style-type: none">・窓口において容易に自動車検査証の記載情報が確認できるようにしてもらいたい。
自動車技術 総合機構	<ul style="list-style-type: none">・現在の車検証情報(QRコード含む)を国から入手できる権利を付与されたい。・国又は機構が車検証データを出力できるようにされたい。または、紙と同様に簡単に閲覧できるようにされたい。・特に街頭検査は紙の情報が効率的。

論点1～4 ヒアリングにおける主な意見③

【閲覧方法関連(その②)】

名称	意見概要
日本自動車整備 振興会連合会	<ul style="list-style-type: none">・整備工場における車検作業・手続で簡便かつ安価に活用できるよう設計されたい。・現状の車検証記載事項を記録するとともに、記録情報のローカル環境における確認・活用ができるようにする必要。
日本自動車販売 協会連合会	<ul style="list-style-type: none">・多くの業務で紙の車検証を利用しており、電子化された場合には、紙で把握できていた情報にアクセスできる環境が必要。
自動車検査登録 情報協会	<ul style="list-style-type: none">・データを全て目視で確認している現状から目視での確認をなくすことができるようなデータの流れを作ることが必要。そのためには、電子化はWEB方式がよいのではないか。・WEB方式で電子化する場合、閲覧しようとする者ごとに参照できる情報を制限することが可能。
警察庁	<ul style="list-style-type: none">・車検証の記録情報の確認方法を低コストで確保していただきたい。・車検証の写しの提出を求めている許認可等手続の円滑性を確保するために、例えば、申請者が、真正性が担保されたEチケットのようなPDFデータを入手し、これを偽造困難な様式で印字して提出することができるような技術的措置を講じるなどして、申請者・行政機関の双方にとって低コストな代替策を用意していただきたい。
軽自動車 検査協会	<ul style="list-style-type: none">・騒音規制値等の検査証備考欄記載事項を、街頭検査時等に参照する代替措置の検討が必要。・国とは別のシステムを運用しており、関係者において国の権限で行われる整備命令発令状況等の確認手立てが必要。

論点1～4 ヒアリングにおける主な意見④

【券面記載事項関連】

名称	意見概要
都道府県税協議会	・ICカード化した場合、券面に登録番号・車台番号の表示が必要。
日本自動車販売協会連合会	・ICカードを利用した場合、カード券面から車両を識別可能とすることが不可欠。
日本中古自動車販売協会連合会	・中古車買取・販売においては、所有者の確認は重要であり、外形的に所有者情報等が確認可能な仕組みとしていただきたい。
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・現場活動に必要となる「ナンバー・車台番号・車両総重量・最大積載量・乗車定員・総排気量又は定格出力」は、券面に表示いただきたい。 ・検査標章が廃止されるのであれば、車検の有効期間も券面に表示いただきたい。 ・認可等の事務に必要な「使用者の氏名・車体の諸元」(形状・型式・所有者の氏名・使用の本拠の位置・自動車の種別及び用途)も、券面に表示いただきたい。

【読み取った電子情報の利活用等】

名称	意見概要
日本損害保険協会	・電子化された車検証記載情報(データ)を保険会社(保険代理店を含む)が活用することができれば、保険契約者および保険会社の負荷(手作業等)を軽減することができ、利便性が高まる。
日本自動車整備振興会連合会	・車検証の記録情報を活用した入庫時・電子保適交付時・OSS申請時等における業務処理の合理化・効率化を期待。
日本自動車販売協会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証の電子化による新旧車検証の交換のための出頭が不要ということだけは、支部の代行センターに依頼し、出頭しないディーラーにはメリットがない。それ以外の電子化によるメリットも提示することが必要。 ・ディーラーだけでなく、ユーザーにも電子化による新たなメリットを示すことが必要。

論点1～4 ヒアリングにおける主な意見⑤

【書換の実施主体関連】

名称	意見概要
日本自動車整備 振興会連合会	<ul style="list-style-type: none">・整備工場における車検作業・手続で簡便かつ安価に活用できるように設計されたい。・記録情報の指定整備事業場における更新を可能とされたい。

【軽自動車関連】

名称	意見概要
日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none">・登録自動車に限らず、軽自動車についても電子化の対象としていただきたい。
日本自動車整備 振興会連合会	<ul style="list-style-type: none">・軽自動車の自動車検査証の電子化も期待。
軽自動車検査協会	<ul style="list-style-type: none">・軽自動車についても、登録自動車における車検証の電子化の検討を踏まえつつ、電子化する方向。

【その他】

名称	意見概要
日本自動車整備 振興会連合会	<ul style="list-style-type: none">・二輪車の車検証も電子化の対象にして欲しい。

論点5 ヒアリングにおける主な意見

論点5 導入時期

【一斉／部分導入関連】

名称	意見概要
日本損害保険協会	・電子化された車検証と紙として残るものが併存し続けることは、自動車ユーザー（一般顧客）や、実際に保険を募集する保険代理店にとってわかりにくく、電子化の効用を十分に享受できないだけでなく、かえって混乱を招く可能性もあるため、すべての車検証を電子化していただきたい。
全国自動車標板協議会	・車検証の電子化に当たり、一部紙の車検証を残すこととした場合、ナンバープレートの交付窓口において、2系統の対応が必要となり、業務が煩雑化してしまうことを考慮いただきたい。

【導入時期関連】

名称	意見概要
全国自動車標板協議会	・電子化された車検証の閲覧のためにはシステム改修が必要であると見込まれるため、準備期間が必要。
日本自動車工業会	・電子化について、導入の方法にもよるが、仮に車体側での対応が必要となる場合には、準備のための十分な期間が必要。
軽自動車検査協会	・大幅な電算システムの改修が必要となるため、予算と開発期間の確保をする必要がある。そのため、国と同時に対応できるかは不明である。

論点6 ヒアリングにおける主な意見

論点6 導入コスト

名称	意見概要
日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・保険加入にあたり、車検証の内容を確認するために自動車ユーザー全員がICカードリーダー等を持つのは非現実的。車検証の電子化により、保険契約者に新たな確認手続の負担、金銭的コストの負担がかからない仕組みとすることが必須。 ・PCやスマホで車両情報を確認する方法等が考えられるが、PCやスマホを保有していないユーザーにも留意が必要。また、代理店を介さずにオンラインでユーザー自身が保険加入を申し込む方法や、職域募集等の遠隔地に対して郵送等による募集があることにも留意。
日本自動車整備振興会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・整備工場における車検作業・手続で簡便かつ安価に活用できるように設計されたい。
日本自動車販売協会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・電子化に際して、紙の車検証と同様の情報を把握するためのコスト増への懸念。
自動車検査登録情報協会	<ul style="list-style-type: none"> ・低コストで電子化する方法を考えることが重要。
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・記録情報の確認方法を低コストで確保していただきたい。 ・カードリーダー等必要となる機器に関する情報提供や、PC・スマホ用アプリの開発・無料配付を行っていただきたい。 ・車検証の写しの提出を求めている許認可等手続の円滑性を確保するために、例えば、申請者が、真正性が担保されたEチケットのようなPDFデータを入手し、これを偽造困難な様式で印字して提出することができるような技術的措置を講じるなどして、申請者・行政機関の双方にとって低コストな代替策を用意していただきたい。

論点7 ヒアリングにおける主な意見

論点7 検査標章

名称	意見概要
日本自動車整備 振興会連合会	・指定整備事業場における検査標章の発行を可能とされたい。
自動車検査 登録情報協会	・検査標章にバーコードを印字し、バーコードを読み取ることで、WEB上の車検証情報にアクセスできるようにするとコスト削減にもつながるのではないかと。
警察庁	・検査標章が廃止されるのであれば、車検の有効期間も券面に表示いただきたい。
軽自動車検査協会	・使用者が使用する自動車の有効期間を把握する機会の確保が必要ではないかと。(特に検査標章の取扱いによっては影響が大きくなる。)

資料3

自動車検査証の電子化の基本コンセプト 策定に向けた論点(案)

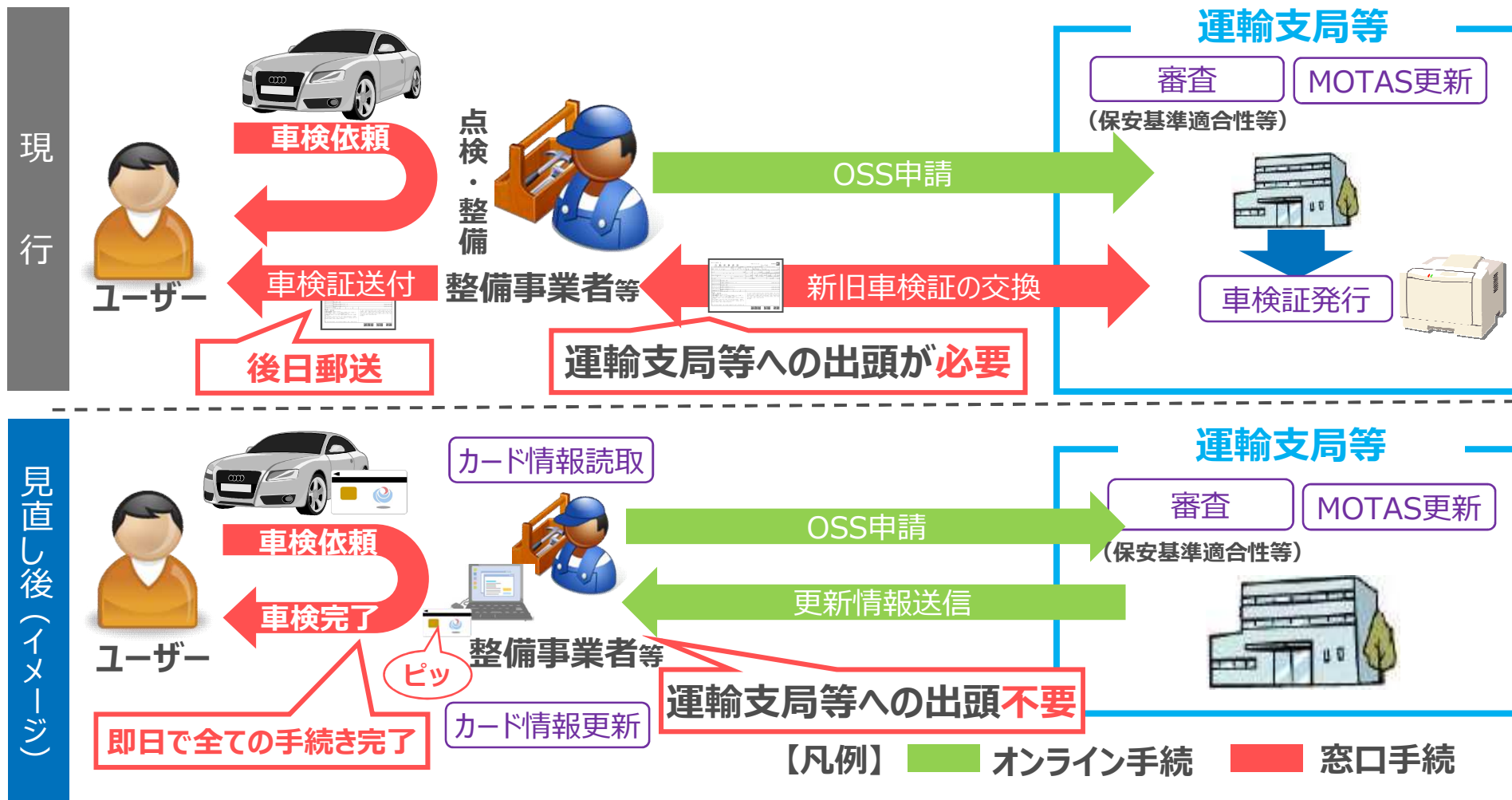
本検討会において検討いただきたい事項(案)

フェーズ1 (手続の簡素化)	Step 1 基本コンセプト	<p>論点1 自動車検査証の電子化に伴う手続フロー</p> <p>論点2 自動車検査証の電子化の方式 (ICカード…)</p> <p>論点3 自動車検査証の閲覧・書換の実施主体</p> <p>論点4 国・民間事業者等における運用体制の確保</p> <p>論点5 検査標章</p> <p>論点6 導入時期</p> <p>論点7 導入コスト</p>
	Step 2 技術的要件	<p>論点8 セキュリティー対策</p> <p>論点9 電子化の方式を踏まえた性能要件・システム要件等</p>
フェーズ2 (更なる展開)		<p>論点10 電子化する情報の範囲</p> <p>論点11 将来的な活用のあり方</p>

自動車検査証の電子化に伴う手順フロー

論点1 自動車検査証の電子化に伴う手順フロー

・自動車検査証の電子化による、申請手続きの完全電子化を実現するための手順フローを検討する。



自動車検査証の電子化の方式

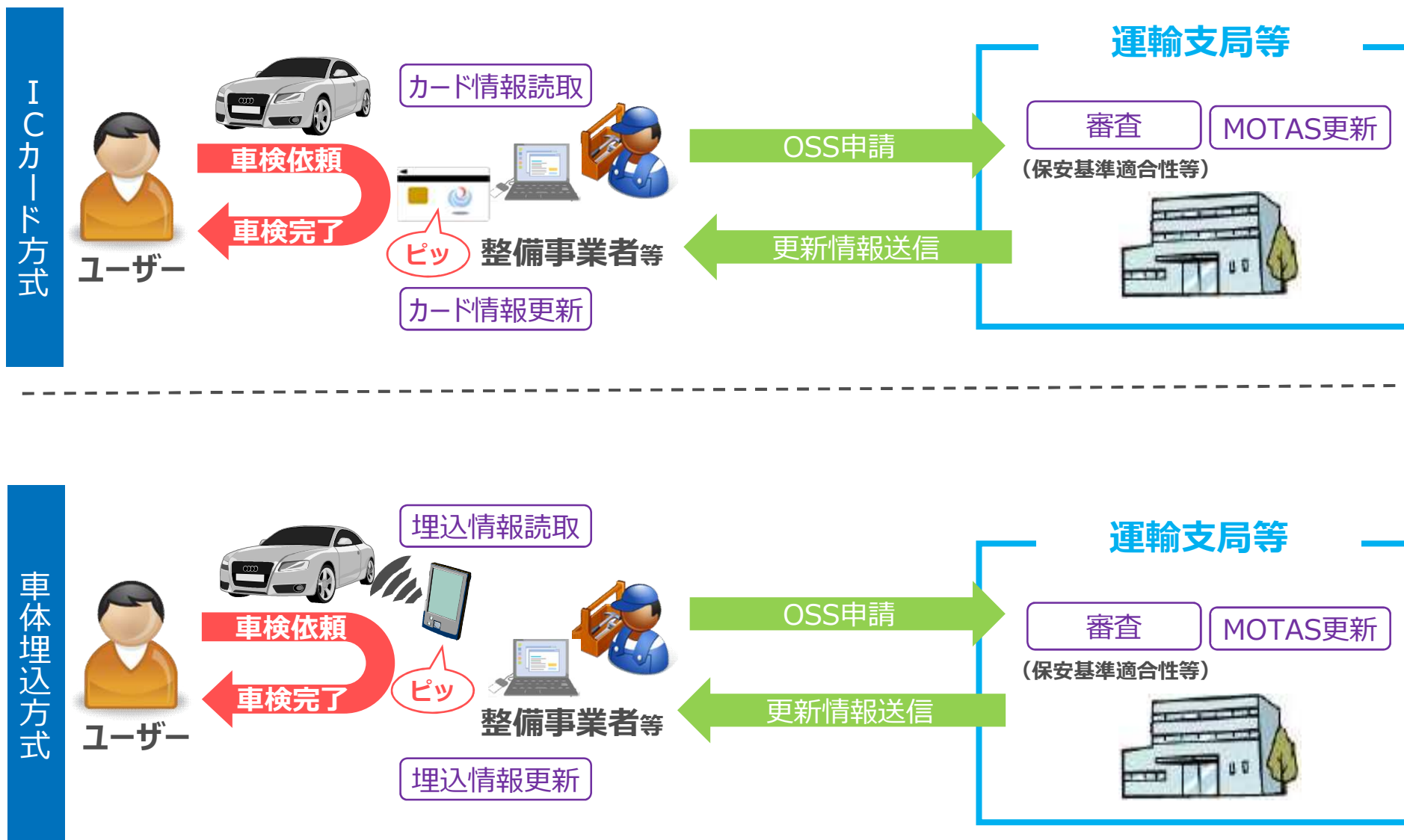
論点2 自動車検査証の電子化の方式（ICカード…）

・自動車検査証の電子化に際しては、ICカード方式や車体埋込式、オンライン方式その他の方法が考えられる。他の論点の整理を踏まえ、どのような方式が適当か、検討する。

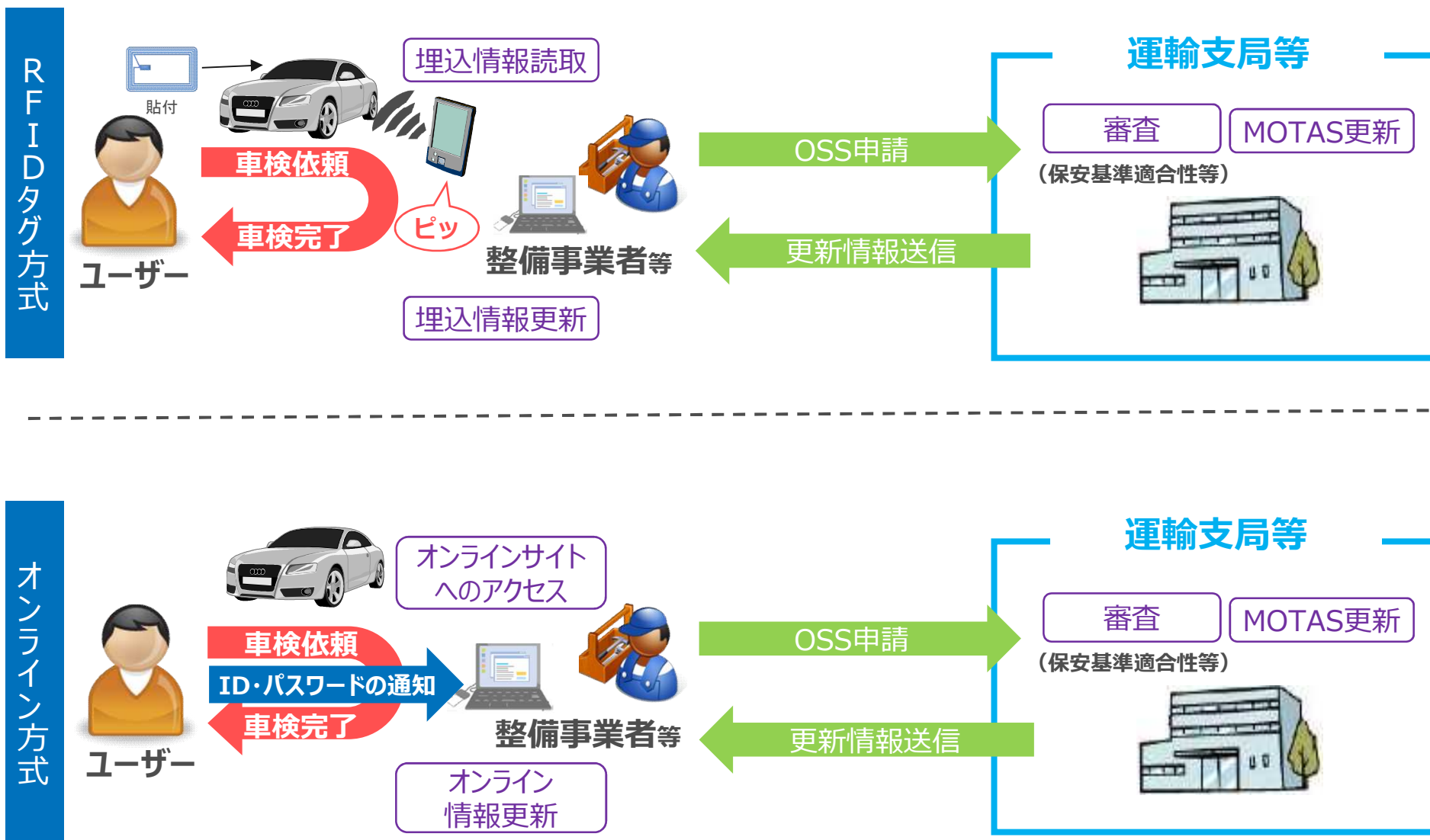
⇒ 利用シーンに応じた各電子化の方式の具体的な運用イメージを整理。

検討項目	概要
①電子化の方式	ICカード方式、車体埋込方式、RFID方式、オンライン方式 等
②利用シーン	ICチップ記録事項の閲覧、写しの作成、読取内容の電子的活用 等
③その他	書換えの容易性(可搬性)、普及の容易性 等

自動車検査証の電子化の方式別イメージ



自動車検査証の電子化の方式別イメージ



自動車検査証の電子化の方式別の検討

電子化方式 検討項目		ICチップあり								ICチップなし
		ICカード		車載器		車体埋込		RFIDタグ		WEB
		チップ記録	WEB	チップ記録	WEB	チップ記録	WEB	チップ記録	WEB	ID・パスワード
閲覧／ 写しの 作成	ネットなし 環境対応	○	×	○	×	○	×	○	×	×
	読取端末 の要否	要(※)	要	要	要	要	要	要	要	否
読取り内容の 電子的活用		○	○	○	○	○	○	○	○	△
書換えの容易性 (可搬性)		○	○	×	×	×	×	×	×	○
普及の容易性		○	○	△	△	△	△	○	○	○
コスト(高・中・低)		中	中	高	高	高	高	中	中	低
備考		(※) 車検証情 報の一部 を券面にも記載可能	同左	車載器非 保有者が 一定期間 存在する ため、書 面と電子 化された 車検証の 両方の運 用が必要	同左	車体埋込 非対応自 動車が一 定期間存 在するた め、書面 と電子化 された車 検証の両 方の運用 が必要	同左	セキュリ ティ上簡 単に読み 取られない ように PWの設定 が必要と なる	同左	IDパスワー ドを付与さ れた使用者 本人のみし か確認でき ない

自動車検査証の閲覧・書換の実施主体

論点3 自動車検査証の閲覧・書換の実施主体

・閲覧・書換を実施する主体としては以下の者が想定される中、主体ごとに取り扱える情報の範囲は設定する必要があるか。

- 所有者・使用者本人
- 整備事業者、ディーラー、行政書士、自動車メーカー
- 行政機関(警察、徴税機関、地方公共団体等)
- 損害保険会社、フェリー会社・・・

自動車検査証の情報のうち、具体的にどのような情報を活用しているかを踏まえ、検討する。

1. 自動車検査証の閲覧主体

- ・本人、民間、行政の主体ごとに取り扱える情報の範囲は設定する必要があるか。
- ・主体ごとに閲覧のための端末等が必要になるが、具体的な運用イメージを整理。

2. 自動車検査証の書換主体

継続検査OSSに関与している者として、整備事業者、申請代理人((一社)日本自動車整備振興会連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、行政書士)がいるが、書換主体をどのように設定するのか。



自動車検査証の閲覧手段(ICカードの例)

- 自動車検査証の閲覧は、ICチップの読取端末(ICカードリーダー・ICカードリーダー機能付きスマートフォン等)を用いることとなる。
- 一方、ICチップの読取端末を有しない者がICチップの記録情報を閲覧する必要がある場合に、どのような代替策を講じる必要があるのか。

	案1: 支局等を来訪し 端末から印刷	案2: コンビニで印刷	案3: 手続代行時に車 検証記録情報の控え (書面)を手交 【手続代行者】	案4: 車検証交付時に 車検証記録情報の控え (書面)を手交 【国土交通省】
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザーは支局等を来訪することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニ等で印刷できるようにするための業務委託費等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続代行者にとっては、控え印刷の作業が必要 ・ 控えを手交するかどうかは、手続代行者のサービス次第 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証を電子化したにもかかわらず、車検証の控えを書面で交付

自動車検査証(ICカード)の閲覧方法について①

- 自動車検査証(ICカード)のICチップには、所有者の氏名・住所、使用者の住所等が記録されており、ICカード化された車検証を悪用しようとする者が個人情報にアクセスしようとするのを防ぐ観点から、何らかのセキュリティ対策を講じる必要があるのではないか。
- 現行の書面の車検証にあっては、それを手にした者は目視で内容を確認できるほか、写しの取得も可能である点に留意。

	ICチップのタッチあり							
	QRコードあり				QRコードなし			
	PW入力あり		PW入力なし		PW入力あり		PW入力なし	
	SC入力あり	SC入力なし	SC入力あり	SC入力なし	SC入力あり	SC入力なし	SC入力あり	SC入力なし
認証プロセス	4段階	3段階	3段階	2段階	3段階	2段階	2段階	1段階
個人情報保護	◎	◎	◎	○	◎	○	○	△
スキミング対策	○	○	○	○	○	○	○	×
コスト(中・低)	中	中	中	中	低	低	低	低
その他 メリット				キーボード入力不要でセキュリティ確保			・使用者以外の者でも、車検証を手にしていれば容易に閲覧可	同左
その他 デメリット	・認証が煩雑 ・QRコードの読取端末が必要	同左	同左	・QRコードの読取端末が必要	・手続代行を依頼する場合など、使用者が本人以外の者にパスワードを教える必要あり	同左		・スキミングによりICチップにアクセスされた場合、個人情報の閲覧が可

※ICチップのタッチがあることで、使用者からICチップの記録の閲覧の了承を得ていることが推定される

凡例) PW: パスワード、SC: セキュリティコード

自動車検査証(ICカード)の閲覧方法について②

	ICチップのタッチなし WEB閲覧サービスも提供すると仮定した場合							
	QRコードあり				QRコードなし			
	PW入力あり		PW入力なし		PW入力あり		PW入力なし	
	SC入力あり	SC入力なし	SC入力あり	SC入力なし	SC入力あり	SC入力なし	SC入力あり	SC入力なし
認証プロセス	3段階	2段階	2段階	1段階	2段階	1段階	1段階	0段階
個人情報保護	△	△	△	△	△	△	△	—
スキミング対策	—	—	—	—	—	—	—	—
コスト(中・低)	中	中	中	中	低	低	低	低
その他 メリット	・ICチップ読取端末不要							
その他 デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証を利用した業務実施者等がQRコード／セキュリティコードのコピーを取得し、当該業務の実施にあたり使用者からパスワードを教示されている場合、当該業務終了後も、使用者の最新の住所の確認が可 ・ インターネット接続環境が必要 							

<表面> (イメージ)

使用者の氏名：○○○○ 自動車検査証

登録番号	初度登録年月日	種別	用途	形状
車台番号		長さ	幅	高さ
型式		乗車定員	最大積載量	型式指定番号
原動機の型式	排気量	燃料	車両重量	類別区分番号
前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	車両総重量

○○運輸支局長

<裏面> (イメージ)

・ ICチップの空き容量を行政機関、民間事業者等が活用できるようにしてはどうか。

(備考)
 【緊急】【道路維持】【自主防犯】【5軸車】【土砂禁】
 【路線バス】【緩和】【けん引】

123 重要な備考欄情報については略語を表示し、詳細はチップに記録する

12345 管理番号

セキュリティ・コード

券面記載事項の基本的考え方

- ・継続検査、変更登録等の影響を受けない基礎的情報を券面表示
- ・現行の車検証情報と同様の情報はICチップに記録

主な記載事項と考え方

- 使用者の氏名 **表示**
- 自動車登録番号／車両番号 **表示**
- 車台番号 **表示**
- その他諸元等 **表示**
- 有効期間 **非表示**
- 所有者の氏名・住所 **非表示**
 - ・券面表示した場合相続・リース終了時に書換が必要となる。また、車両の保守管理責任は一義的には使用者にあることも踏まえ、券面非表示
- 使用者の住所・使用の本拠の位置 **非表示**
 - ・券面表示した場合住所変更時に書換が必要となる。
- 管理番号 **表示**
 - ・車検証の交付管理を行う観点から券面表示
- セキュリティ・コード **表示**
 - ・使用者等がICチップ記録にアクセスするための確認コードを券面表示¹
 (例:クレジットカード)

現在の自動車検査証

番号 02387 A 平成 29年 7月 1日

東京運輸支局長

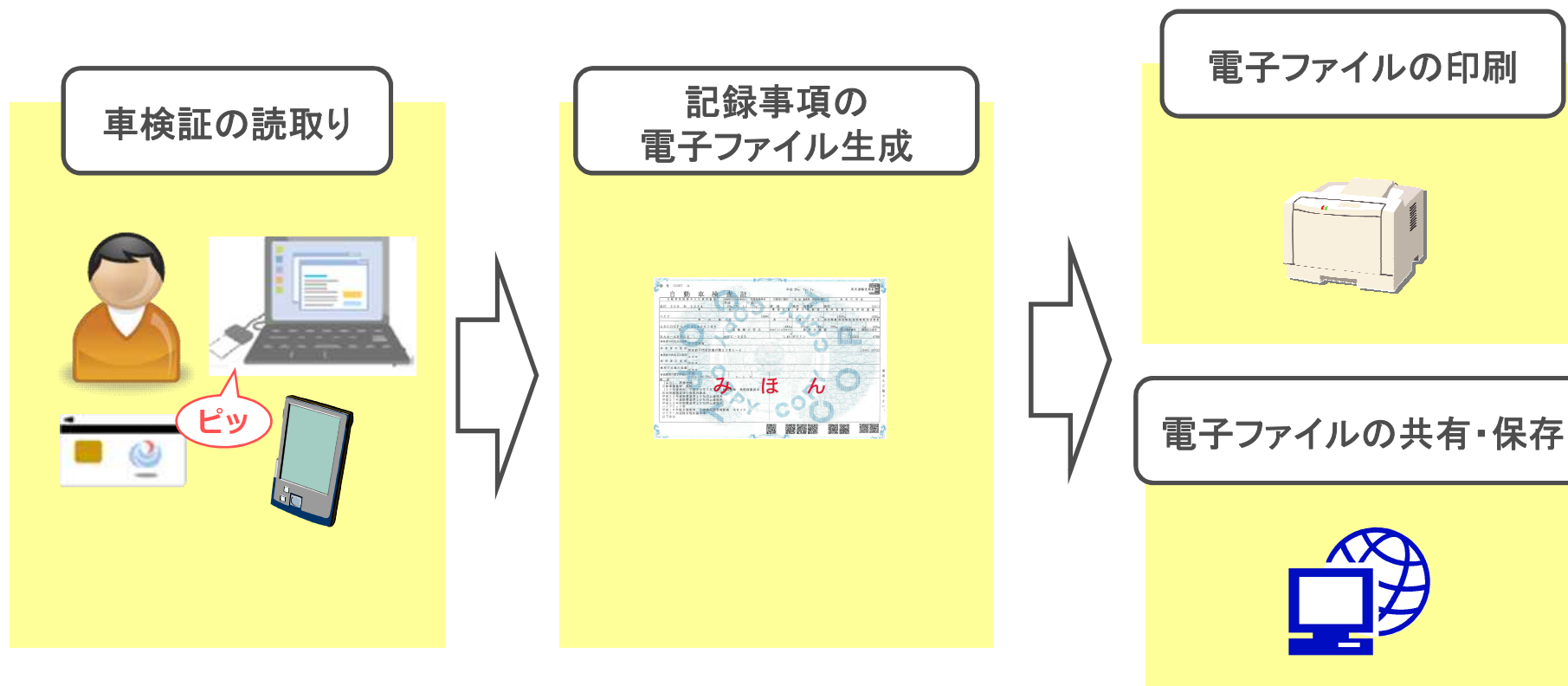
自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	車体の形状
品川 300 お 1234	平成 29年 7月 1日	平成 29年 7月	普通	乗用 車	箱型 [001]
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量
コクド	[999]		5人		1260kg
車台番号			長さ	幅	高さ
ABCDEFGHIJ-123456789			444cm	172cm	149cm
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
DAA-ABCDE	ABC-DEF	1.49 kW	ガソリン	12345	6789
所有者の氏名又は名称	国土交通省				
所有者の住所	東京都千代田区霞が関2丁目1-3 [13001 0073]				
使用者の氏名又は名称	***				
使用者の住所	***				
使用の本拠の位置	***				
有効期間の満了する日	平成 30年 6月 30日				
備考	<p style="text-align: center; font-size: 2em; color: red;">みほん</p> <p>[品川]、新規登録 自動車重量税 免税 [29年度税制]平成29年7月1日 新規登録 免税措置済み 次回継続検査時の免税対象車 平成32年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 ハイブリッド車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB マフラー加速騒音規制適用車 以下余白</p>				

裏面もご覧下さい。

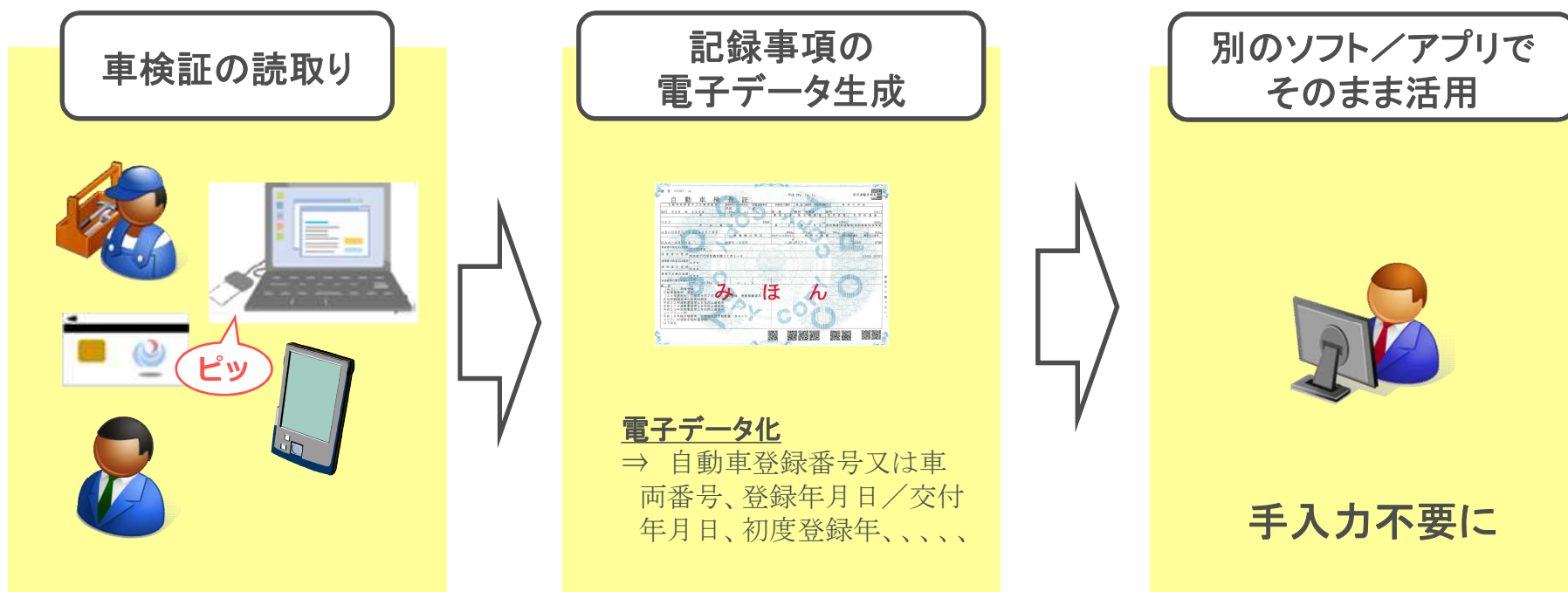


- 車検証の利用者の利便性確保のため、ICチップ記録事項の読取り後に、印刷または電子ファイル生成を可能とすることが必要ではないか。
- ・ 例1 保険加入時、保険金支払時に、保険会社において車検証の写しを確認
 - ・ 例2 行政の許認可申請において、写しの提出が必要 等
 - ・ 例3 車検証の利用者における車検証情報の電子的保存



ICチップの記録事項の電子的活用(イメージ)

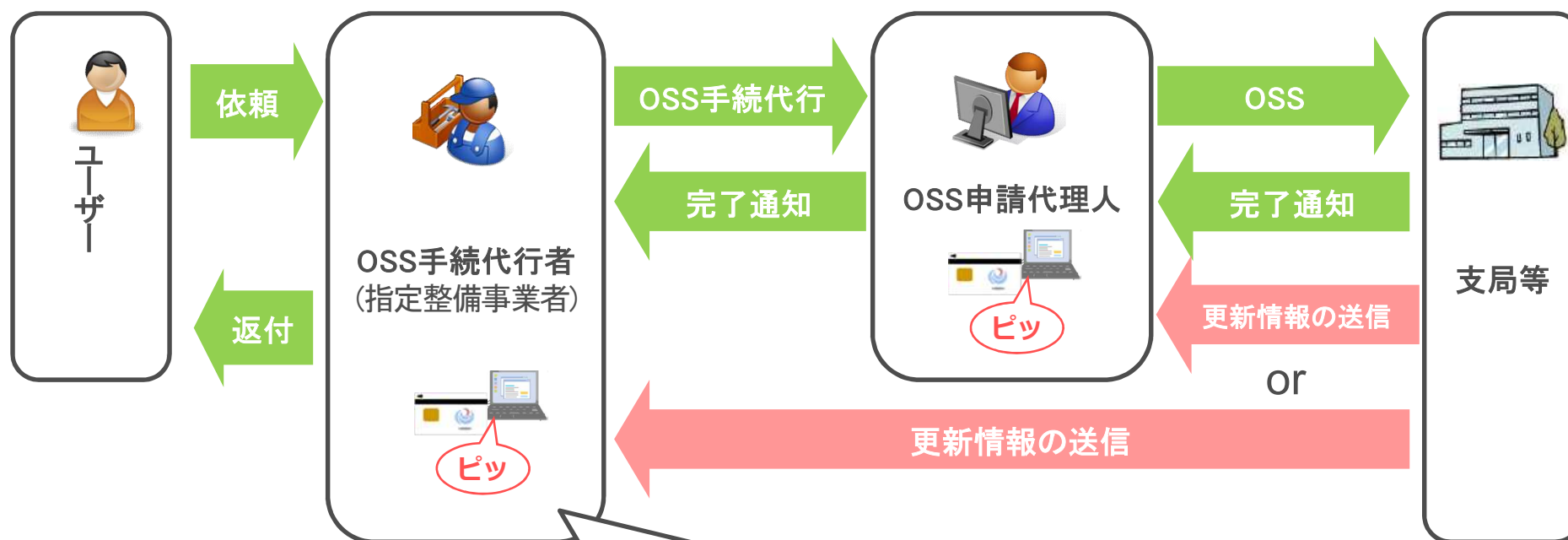
- 手続代行者等における業務効率化のため、車検証のICチップの記録事項を読取り後、当該データを電子的に活用できるようにできないか。
 - ・ 例1 指定整備事業者による電子保適証交付時・OSS申請時における業務処理の合理化
 - ・ 例2 認証事業者による持込検査時の電子車検証情報を活用した申請書類の作成に係る簡略化
 - ・ 例3 保険会社・代理店による手入力の削減 等



継続検査OSSにおける自動車検査証の書換主体① 国土交通省

- 自動車検査証の書換主体として、まず、継続検査OSSの手續に関与した者とすることが考えられる。
- その上で、手續に関与した者以外の者への委託／当該者との設備の共有をどう考えるか。→次ページから

【継続検査OSSフロー（「書換主体を」継続検査OSSの手續に関与した者としたイメージ）】

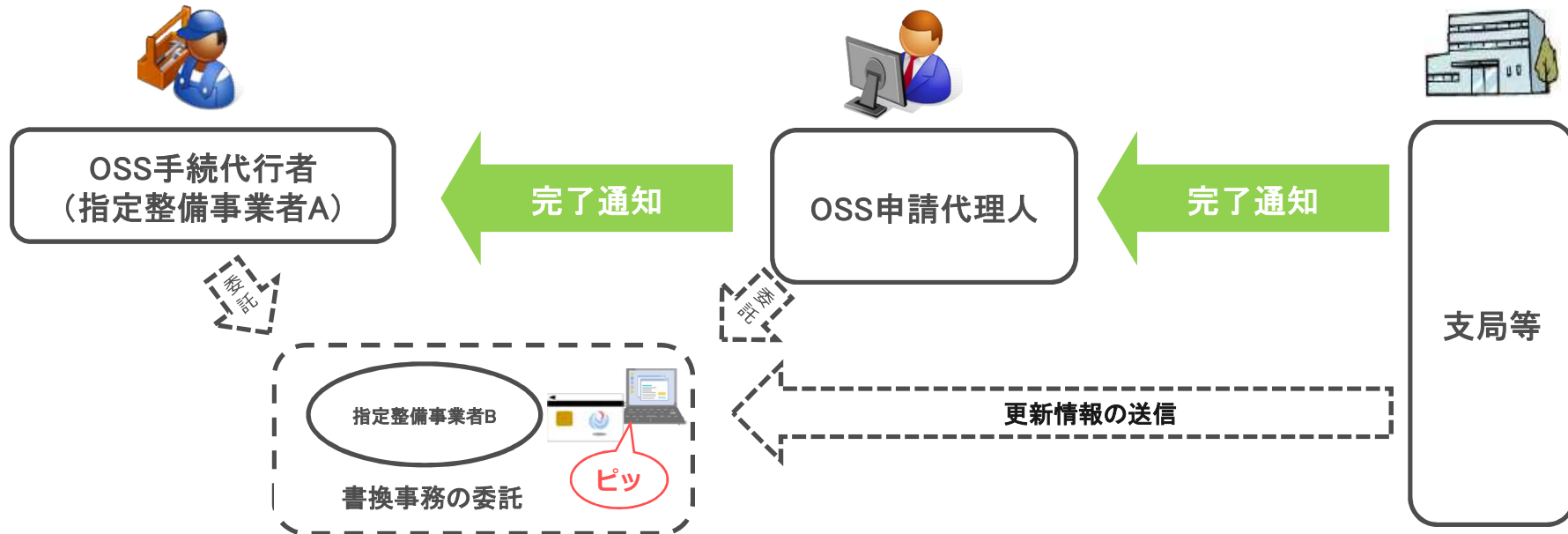


- ・ 手続代行者がOSS手続代行をする際に、システム上、車検証の書換えについて、
 - ①自身で実施、
 - ②申請代理人に委託を選択可とすることが考えられる。

継続検査OSSにおける自動車検査証の書換主体② 国土交通省

○ 継続検査OSSの手續に關与した者以外で書換事務を実施できる者がいる場合に、当該者を書換主体とすることを認めるべきか。(なお、継続検査OSSの手續に關与した者は、OSSの手續に必要な環境(パソコン等)を有していることから、書換端末を用意するのみで、自身で書換可能。)**【書換事務の委託】**

【継続検査OSS情報書換フロー(「書換事務の委託」のイメージ)】



【事業者のメリット】

- ・設備投資の軽減(事業者A)
- ・書換場所の自由度の増大(事業者A)など

【事業者のデメリット】

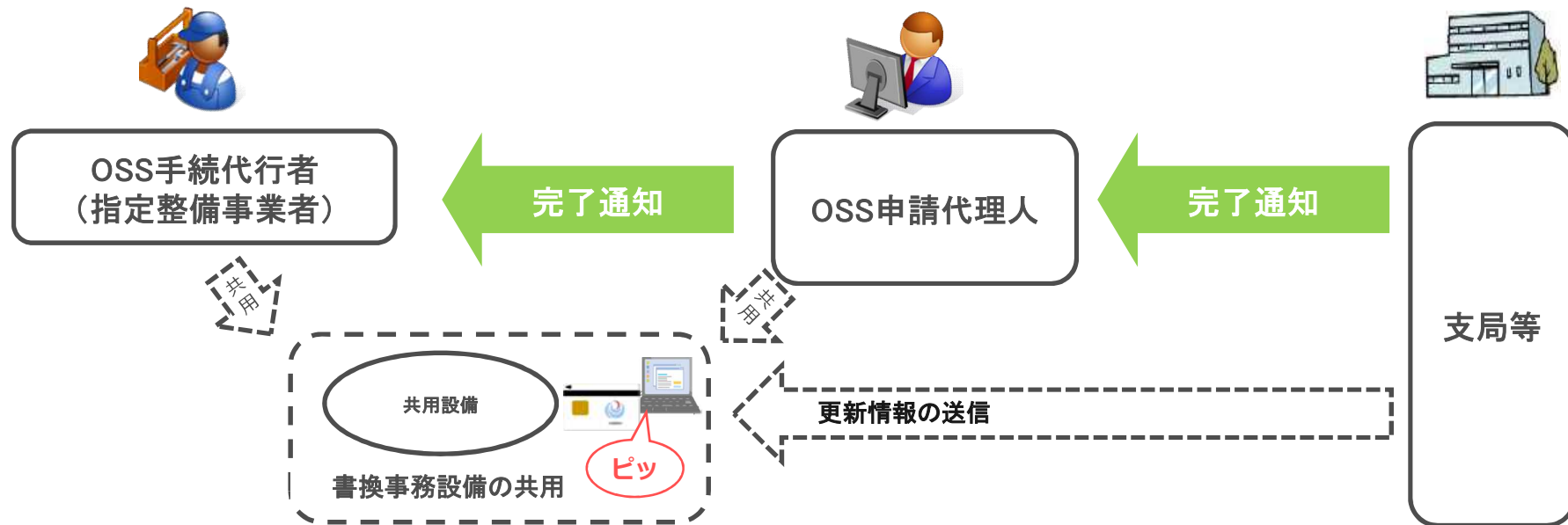
- ・自動車検査証を自社の事業場以外に持っていくための移動が必要。
- ・顧客の個人情報、車両情報について、事業者Bにおいて適切に管理されることを事業者Aが確認し、顧客に説明する必要があり、事業者Bにおいて問題が発生した場合にも一義的には事業者Aの責任。
- ・整備事業者Aは顧客から整備事業者Bへの委託の了解を得ることが必要。
- ・事業者Bが自ら記録事務代行者として業務を行っている場合、自社で依頼を受けた場合と、事業者Aから委託を受けた場合の業務を区別して行わなければならない業務が煩雑化。
- ・整備事業者Aによる不正車検発覚時に、整備事業者Bも捜査・監査の対象となり得る(事業者B) 等

また、これらに加えて行政側にとっても、管理監督対象事業者・事務が増加することにより、業務が煩雑化することが懸念される。

継続検査OSSにおける自動車検査証の書換主体③ 国土交通省

- 継続検査OSSの手続に関与した者が書換設備を有していない場合に、書換設備を有している者と設備を共用することを認めるべきか。（この場合、書換設備を有している者の端末において、継続検査OSSの手続に関与した者が自身の権限（ID等）でログインすることとなると考えられる。）【書換設備の共用】

【継続検査OSS情報書換フロー（「書換事務設備の共用」のイメージ）】



【事業者のメリット】

- ・設備投資の軽減など

【事業者のデメリット】

- ・自動車検査証を自社の事業場以外に持っていくための移動が必要。
- ・設備・機器の管理（メンテナンス、アクセス権限の管理等）が煩雑。
- ・不正、不具合の発生時の影響が大きい（自社にとどまらない）。また、責任が不明確となる恐れ。 等

また、これらに加えて不正又は不具合発生時の責任が不明確となり、行政側として管理監督業務が煩雑化することが懸念される。

国・民間事業者等における運用体制の確保

論点4 国・民間事業者等における運用体制の確保

(1) 国における運用体制

- 民間事業者とのネットワーク接続を前提としたMOTASの情報管理体制
- 書換主体の管理の業務の実施体制
- その他業務運用体制

(2) 民間事業者等における運用体制

- 申請を代理する場合における実施体制
- 電子化情報の書換えを実施する場合における実施体制(取扱責任者の設置等)

自動車ユーザーの情報が適切に管理されつつ、利便性の高い運用体制となるよう検討する。

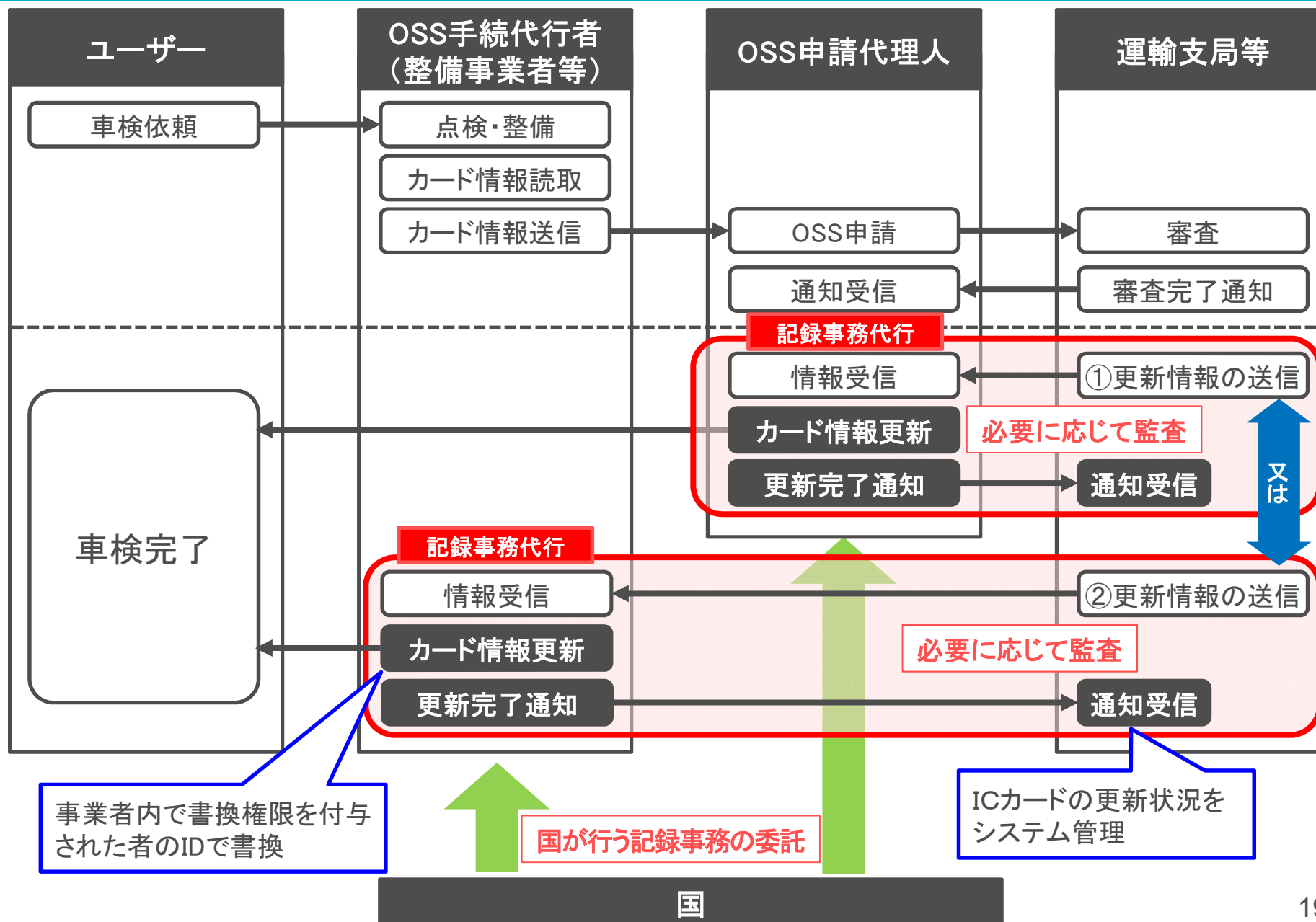
【継続検査OSSフロー(イメージ)】



- ・電子化情報の書換主体は誰か
- ・書換えの際の民間事業者等の体制はどうあるべきか
- ・誰に対して更新可能通知を送信するのか 等

- ・運輸支局等による書換主体の管理の業務の実施体制

整備事業者等によるICカード書換えに係る監督体制



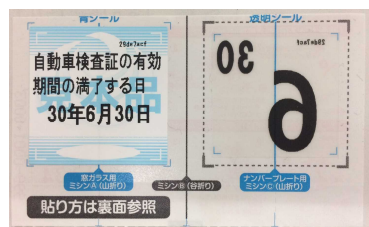
検査標章

論点5 検査標章

- ・検査標章についても、受領のための支局等への出頭を不要とする必要があるのではないか。現状は、支局等において、プリンターを用いて印刷し、交付。

現行

- ・支局等の窓口において、車検証の交付時にあわせて交付。
- ・支局において、専用紙に専用プリンターにて、印刷。
- ・検査標章には、車検の有効期間及び当該標章を特定するための符号(数字・アルファベット)が記載されている。



【検査標章】



【ステッカープリンター】

車検証の電子化後

- ・検査標章受領のための支局等への来訪を不要化するためには、
 - ①支局等以外の者においても印刷可とする方法、
 - ②支局等からの郵送等
 が考えられる。
 - ・それぞれの場合の運用形態※を整理。
- ※ 手続きフロー、印刷主体、運用体制、設備の共用、導入コスト、不正防止対策等



【継続検査OSSフロー(イメージ)】

検査標章受領のための支局等への出頭不要化

印刷主体 検討項目	OSS 手続代行者 (整備事業者等)	OSS 申請代理人	運輸支局等
受渡方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送(使用者宛) ・手渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送(使用者宛/手続代行者宛) ・手続代行者による引取り 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送(使用者宛/手続代行者宛/申請代理人宛)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証の書換えと合わせ即時に検査標章の印刷が可 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備事業場毎の専用プリンターの設置が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備事業場毎の専用プリンターの設置が不要
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・整備事業場毎に専用プリンターが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続代行者における即時取得が不可(郵送待ち/受領のための来訪) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国における費用・事務量が膨大 ・即時取得が不可(郵送待ち)
不正防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷用紙の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷用紙の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託先における用紙管理の監督
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・専用プリンターのため故障に備えた保守契約が必要 	同左	同左



継続検査OSSにおける検査標章の印刷主体①

- 検査標章の印刷主体として、まず、継続検査OSSの手続に関与した者とすることが考えられる。
- その上で、手続に関与した者以外の者への委託／当該者との設備の共有をどう考えるか。
- 自動車検査標章の印刷と自動車検査証の書換は同一主体が同時に行うべきではないか。

【継続検査OSSフロー(イメージ)】

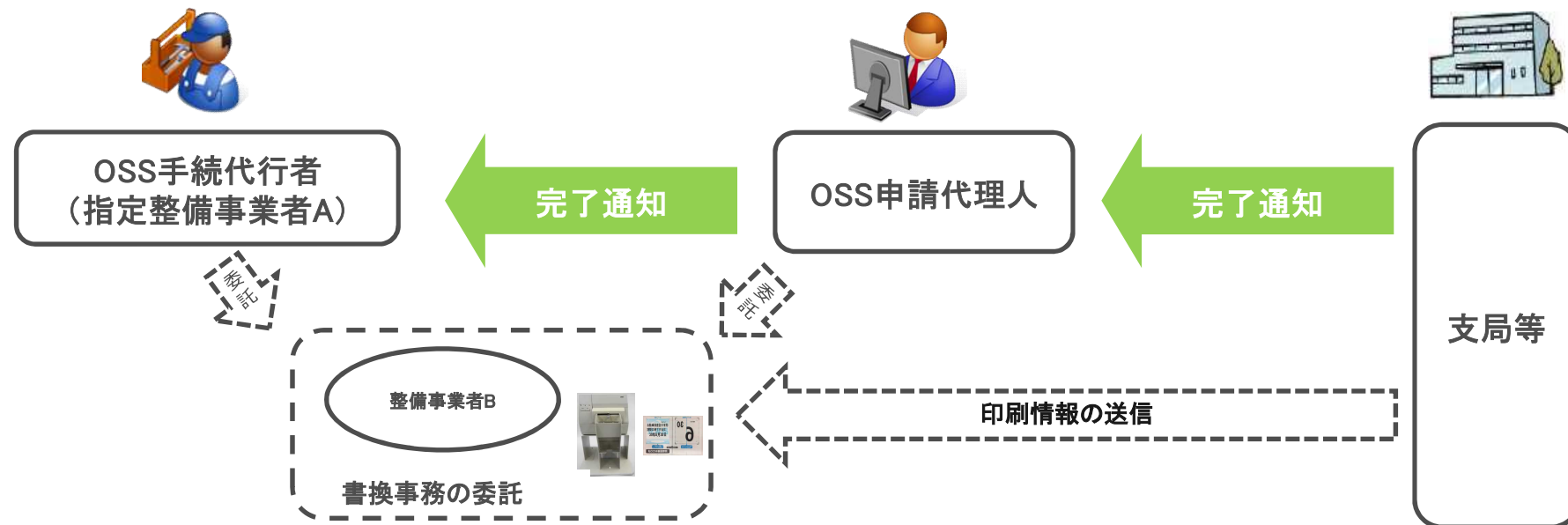


- ・ 手続代行者がOSS手続代行をする際に、システム上、検査標章の発行について、
①自身で実施、②申請代理人に委託、③他の手続代行者に委託、
④他の手続代との設備の共有
を選択可とすることが考えられる。

継続検査OSSにおける検査標章の印刷主体②

○ 継続検査OSSの手に関与した者以外で印刷事務を実施できる者がいる場合に、当該者を印刷主体とすることを認めるべきか。【印刷事務の委託】

【継続検査OSS検査標章印刷フロー（「印刷事務の委託」のイメージ）】



【事業者のメリット】

- ・設備投資の軽減(事業者A)
- ・書換場所の自由度の増大(事業者A)など

【事業者のデメリット】

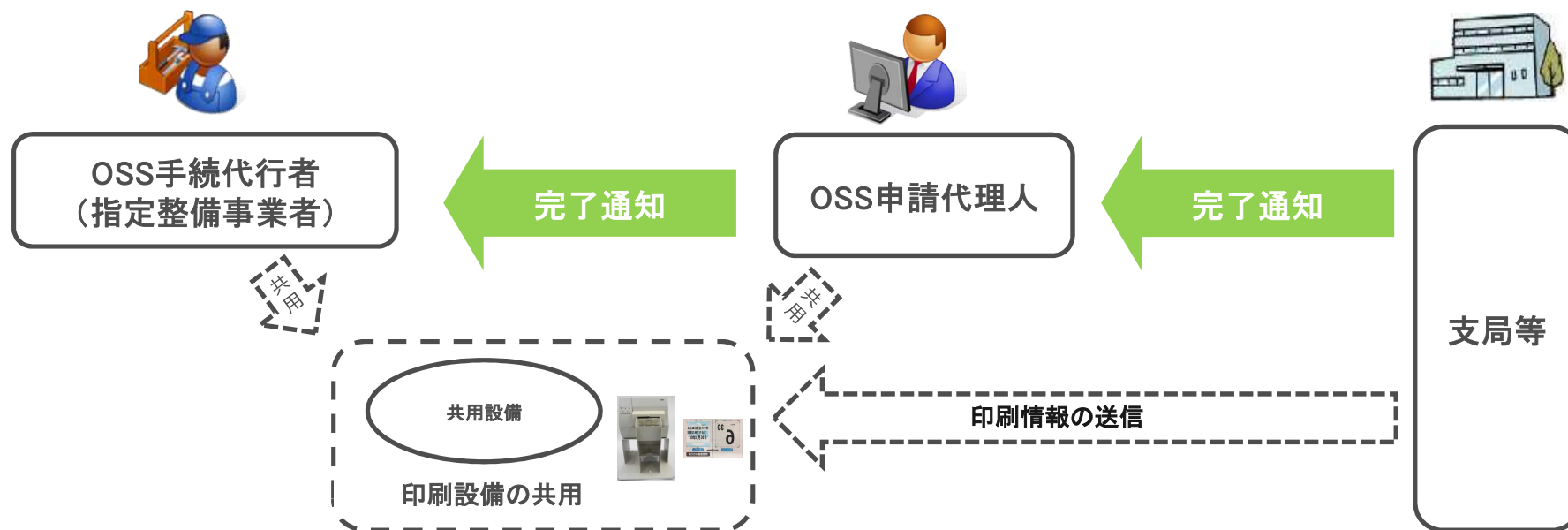
- ・検査標章の印刷のために、自社の事業場以外への移動が必要。
- ・顧客の個人情報、車両情報について、事業者Bにおいて適切に管理されることを事業者Aが確認し、顧客に説明する必要があり、事業者Bにおいて問題が発生した場合にも一義的には事業者Aの責任。
- ・整備事業者Aは顧客から整備事業者Bへの委託の了解を得ることが必要。
- ・事業者Bが自ら記録事務代行者として業務を行っている場合、自社で依頼を受けた場合と、事業者Aから委託を受けた場合の業務を区別して行わなければならない業務が煩雑化。
- ・整備事業者Aによる不正車検発覚時に、整備事業者Bも捜査・監査の対象となり得る(事業者B) 等

また、これらに加えて行政側にとっても、管理監督対象事業者・事務が増加することにより、業務が煩雑化することが懸念される。

継続検査OSSにおける検査標章の印刷主体③

- 継続検査OSSの手續に關与した者が印刷設備を有していない場合に、印刷設備を有している者と設備を共用することを認めるべきか (この場合、印刷設備を有している者の端末において、継続検査OSSの手續に關与した者が自身の権限(ID等)でログインすることとなると考えられる。)【印刷設備の共用】

【継続検査OSS検査標章印刷フロー(「印刷設備の共用」のイメージ)】



【事業者のメリット】

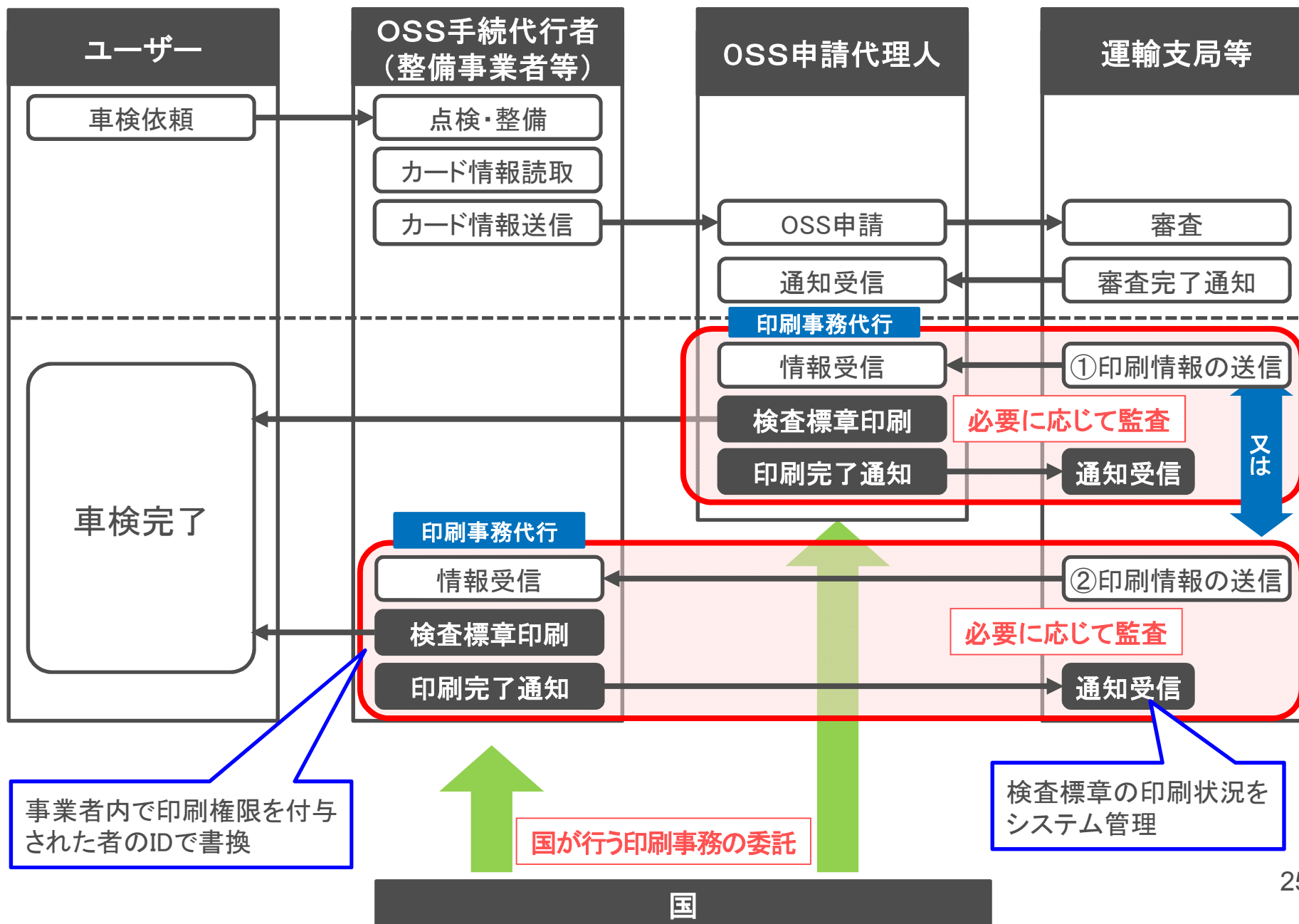
- ・設備投資の軽減
など

【事業者のデメリット】

- ・検査標章の印刷のために、自社の事業場以外への移動が必要。
- ・設備・機器の管理(メンテナンス、アクセス権限の管理等)が煩雑。
- ・不正、不具合の発生時の影響が大きい(自社にとどまらない)。また、責任が不明確となる恐れ。 等

また、これらに加えて不正又は不具合発生時の責任が不明確となり、行政側として管理監督業務が煩雑化することが懸念される。

整備事業者等による検査標章発行に係る監督体制



導入時期

論点6 導入時期

- ・自動車検査証の電子化に際しては、すべての車両について、同時期一斉に導入を開始するのか、それとも、車種ごとに順次導入を開始することとするのか。
- ・また、導入を開始する時期については、行政側のシステム改修、法令上必要となる手当のみならず、民間事業者側の準備期間についても考慮する必要。

円滑に自動車検査証の電子化に移行できるスケジュールとは何かを踏まえ、検討する。

1. 電子化された自動車検査証の導入方法

- ・自家用・事業用の区別、導入地域等を限定して導入する場合における、使用者、民間事業者、行政機関等にとってのメリット・デメリットの整理。

2. 電子化された自動車検査証の導入時期

- ・行政側のシステム改修を踏まえると、導入に当たっては少なくとも数年の期間は必要。
- ・民間事業者における準備期間は十分確保可能か。
- ・車検証の利用者が多岐にわたることを踏まえ、関係者も参加する事前テストを十分に行う必要があるのではないか。

電子化された自動車検査証の導入方法別メリット

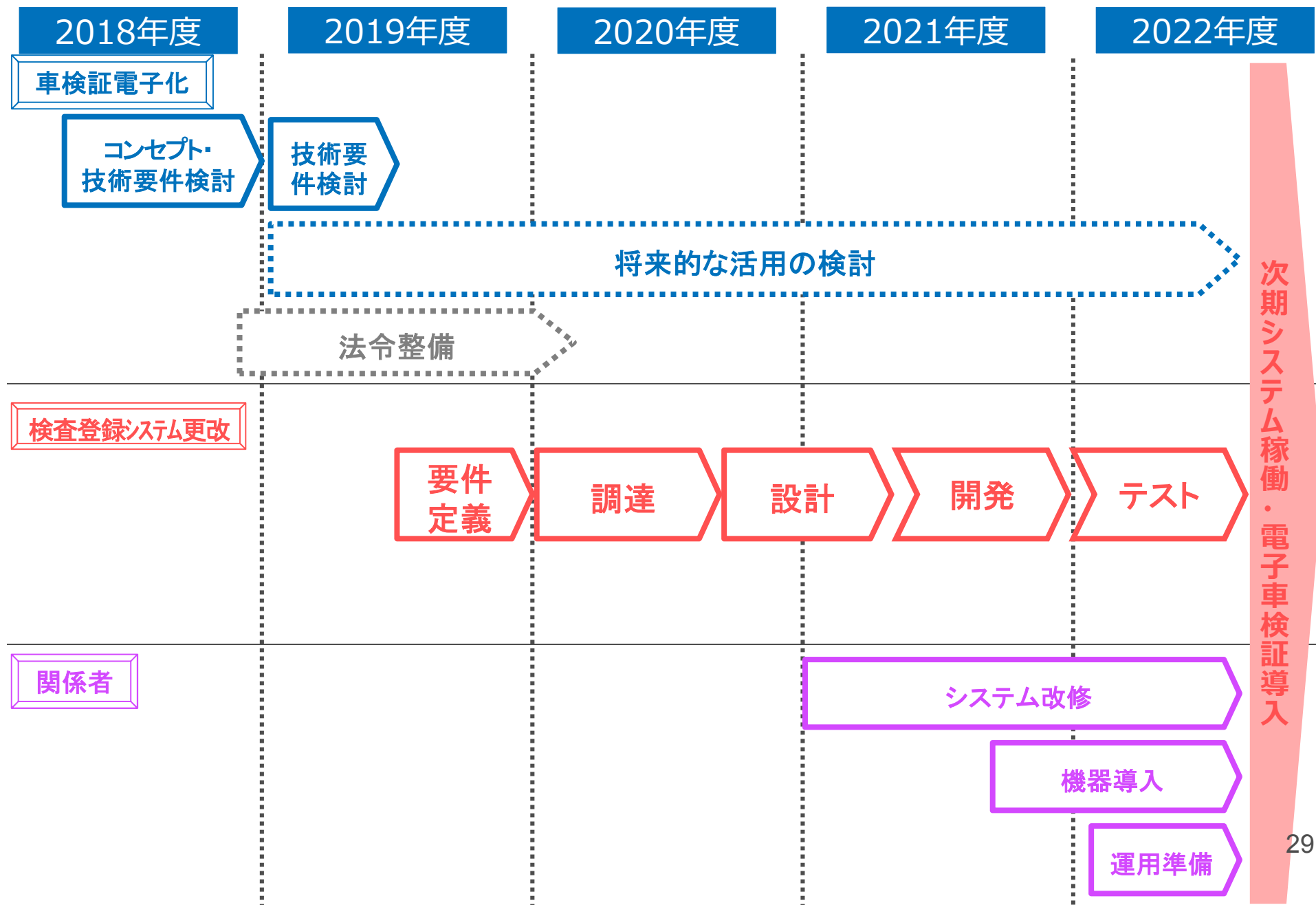
		自家用のみ		事業用のみ		全車一斉※
		地域限定なし	地域限定あり	地域限定なし	地域限定あり	
メリット	使用者	車検証電子化のメリットの早期享受	同左	同左	同左	同左
	民間	—	不具合があった場合の影響が小さい	不具合があった場合の影響が小さい(自家用自動車に比べて台数が少ないため)	不具合があった場合の影響が小さい(自家用自動車に比べて台数が少なく、さらに対象地域も限定されるため)	移行期間終了後は、従来の書面と電子化された車検証が混在しないことから、業務が効率化
	行政	—	同上	同上	同上	同上
	国土交通省	—	同上	同上	同上	同上

※旧車検証保有者については、継続検査の際に、順次、IC車検証に切り替え

電子化された自動車検査証の導入方法別デメリット 国土交通省

		自家用のみ		事業用のみ		全車一斉
		地域限定なし	地域限定あり	地域限定なし	地域限定あり	
デメリット	使用者	—	民間・行政が全地域で車検証の電子化に対応していない場合、非対象地域で車検証を利用する必要がある場合に利用できないおそれ	自社の複数の車両管理にあたり、車検証の電子化対象地域と非対象地域が混在する場合、2系統の管理体制が必要であり非効率	・同左 + 民間・行政が全地域で車検証の電子化に対応していない場合、非対象地域で車検証を利用する必要がある場合に利用できないおそれ	—
	民間	<ul style="list-style-type: none"> 従来の書面と電子化された車検証が混在し、2系統の業務フローが必要となり非効率 不具合があった場合の影響が多い(事業用に比べて台数が多い) 	<ul style="list-style-type: none"> 従来の書面と電子化された車検証が混在し、2系統の業務フローが必要となり非効率 電子化対象地域から非対象の地域に管轄が変わった自動車について、非対象地域においても電子化の取扱いが必要であり非効率 	従来の書面と電子化された車検証が混在し、2系統の業務フローが必要となり非効率	同左 + 電子化対象地域から非対象の地域に管轄が変わった自動車について、非対象地域においても電子化の取扱いが必要であり非効率	不具合があった場合の影響が大きい
	行政	同上	同上	同上	同上	同上
	国土交通省	同上	同上 + 導入地域の公平な選定の検討が必要	同上	同上 + 導入地域の公平な選定の検討が必要	同上

自動車検査証の電子化に向けた検討スケジュール(案)



次期システム稼働・電子車検証導入

導入コスト

論点7 導入コスト

- ・システム開発及び運用、ICカード等の製造、ネットワーク環境整備、専用機器の導入、システム構成等、自動車検査証の電子化に対応するために、関係者に一定の導入コストがかかることが想定される。導入コストを踏まえつつ、最適な制度となるよう検討する。

1. 国土交通省において必要な費用(イメージ)

- ・ 車検証の電子化にあたり、国土交通省においては、自動車登録検査業務システム及びOSS インターフェースシステムの相当程度の改修が必要と見込まれる。このため、両システムの更改時にあわせて改修することにより、費用低減を図る。


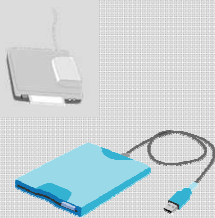
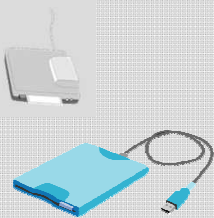
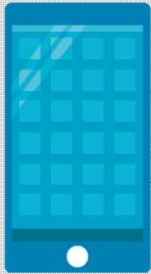

2. 自動車ユーザーにおいて必要な費用(イメージ)

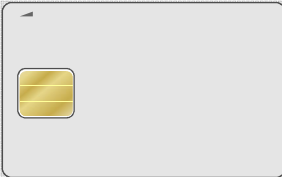
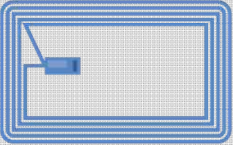

- ・ 電子情報の読取りに当たり、読取り端末及びアプリケーションの導入が必要と考えられるが、自動車ユーザーが読取り端末を有していない場合の代替策を検討することが必要ではないか。

3. 関係機関において必要な費用(イメージ)

- ・ 電子情報の読取りに当たり、読取り端末及びアプリケーションの導入が必要と考えられる。
- ・ 電子情報の書換えに当たり、書換え端末及びアプリケーションの導入が必要と考えられる。
- ・ これらの導入コストの低減に向け、なるべく専用機器ではなく、汎用機器を利用できるような設計とすることが必要ではないか。特に、先行して導入している他の行政機関におけるICカードの読取・書換端末が利用出来るような配慮が必要ではないか。

関係機関における必要費用(イメージ)

	電子情報の読取・書換え端末		電子情報の読取端末		読取りアプリ
機器等	専用端末	汎用ICリーダ・ライター	汎用ICリーダ	IC読取機能付スマホ	読取りアプリ
費用(イメージ)	端末の機能による	数千円程度～	数千円程度～	数万円程度～	アプリの機能による
イメージ					

	電子化後の自動車検査証		検査標章
機器等	ICカード	ICタグ	検査標章印刷機
費用(イメージ)	数百円程度～	数十円程度～	仕様による
イメージ			

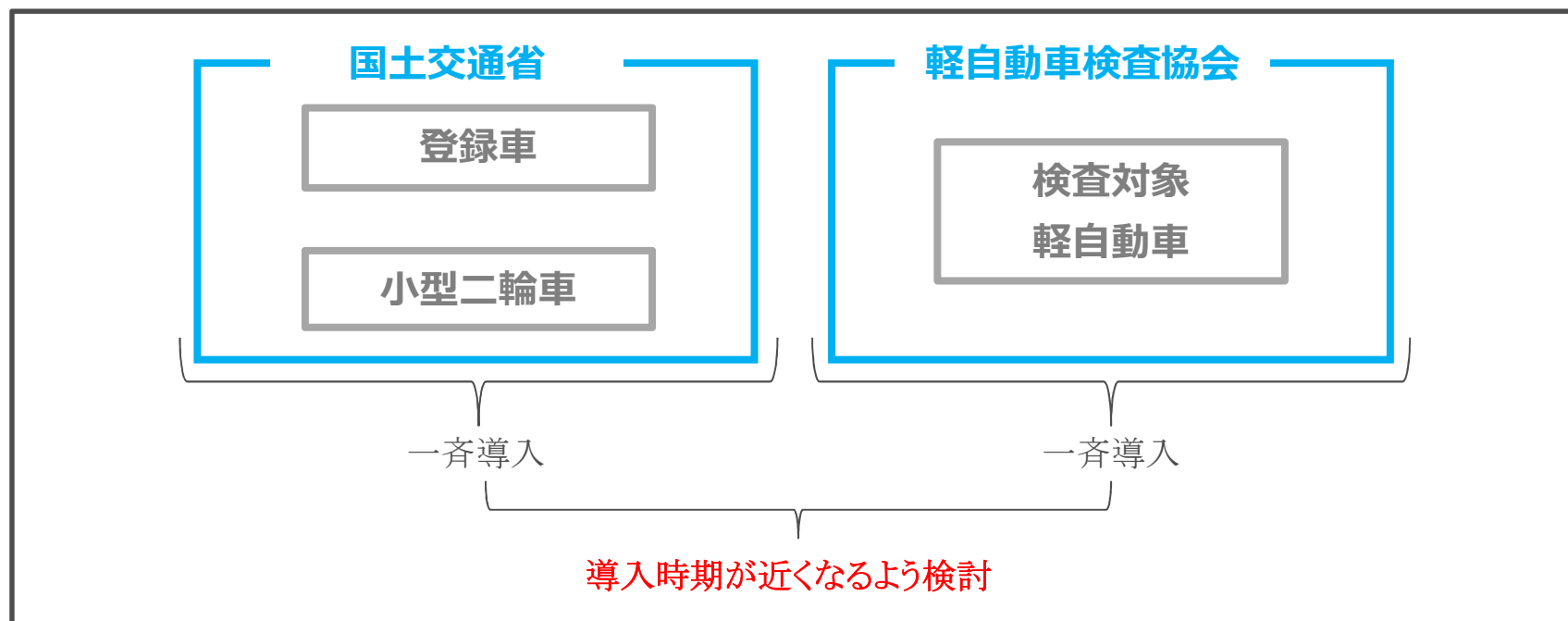
(参考)マイナンバーカード読取り対応端末

平成30年9月14日時点

メーカー	製品名	型名	通信キャリア
シャープ (株)	AQUOS EVER SH-02J	SH-02J	ドコモ
	AQUOS R SH-03J	SH-03J	
	AQUOS sense SH-01K	SH-01K	
	AQUOS R2 SH-03k	SH-03K	
	AQUOS U SHV37	SHV37	KDDI
	AQUOS SERIE mini SHV38	SHV38	
	AQUOS R SHV39	SHV39	
	AQUOS sense SHV40	SHV40	
	AQUOS Rcompact SHV41	SHV41	
	AQUOS R2 SHV42	SHV42	
	AQUOS Xx3 mini	603SH	ソフトバンク
	AQUOS ea 606SH	606SH	
	AQUOS R 605SH	605SH	
	AQUOS Rcompact 701SH	701SH	
	AQUOS R2 706SH	706SH	UQ
	AQUOS L SHV37	SHV37	
	AQUOS L2 SH-L02	SH-L02	
	AQUOS sense	SHV40_u	J:COM
	AQUOS L2 SH-L02	SH-L02	
	Android One X1	X1	Y!mobile
	Android One X4	X4-SH	
	AQUOS SH-M04	SH-M04	MVNO
	AQUOS sense lite SH-M05	SH-M05	
AQUOS Rcompact SH-M06	SH-M06		
AQUOS sense plus SH-M07	SH-M07		

メーカー	製品名	型名	通信キャリア
富士通コネク テッドテクノロ ジーズ(株)	arrows F-01J	F-01J	ドコモ
	arrows F-04J	F-04J	
	arrows F-05J	F-05J	
	arrows F-01K	F-01K	
	arrows F-02K (タブレット)	F-02K	
	arrows F-03K	F-03K	
	arrows F-04K	F-04K	
ソニーモバイル コミュニケーションズ (株)	Xperia XZ1 SO-01K	SO-01K	ドコモ
	Xperia XZ1 Compact SO-02K	SO-02K	
	Xperia XZ2 SO-03K	SO-03K	
	Xperia XZ2 Compact SO-05K	SO-05K	
	Xperia XZ2 Premium SO-04K	SO-04K	KDDI
	Xperia XZ1 SOV36	SOV36	
	Xperia XZ2 SOV37	SOV37	
	Xperia XZ2 Premium SOV38	SOV38	ソフトバンク
	Xperia XZ1 701SO	701SO	
	Xperia XZ2 702SO	702SO	
サムスン電 子ジャパン (株)	Galaxy S9 SC-02K	SC-02K	ドコモ
	Galaxy S9+ SC-03K	SC-03K	
	Galaxy S9 SCV38	SCV38	KDDI
	Galaxy S9+ SCV39	SCV39	
トリニティ (株)	NuAns NEO [Reloaded]	NuAns NEO [Reloaded]	SIMフリー

- 登録車の車検証のみ電子化し、軽自動車等について電子化しない場合、書面とICカードの車検証が併存することとなり、民間・行政双方における車検証の利用者が、2系統の事務を実施する必要が生じ、業務の煩雑化に繋がる。このため、軽自動車等についても電子化を実施することが望ましい。
- ただし、導入時期については、車検証の交付主体である国土交通省と軽自動車検査協会において、システム更改の時期が異なる点を踏まえつつ、導入時期が近くなるよう検討することが必要と考えられる。

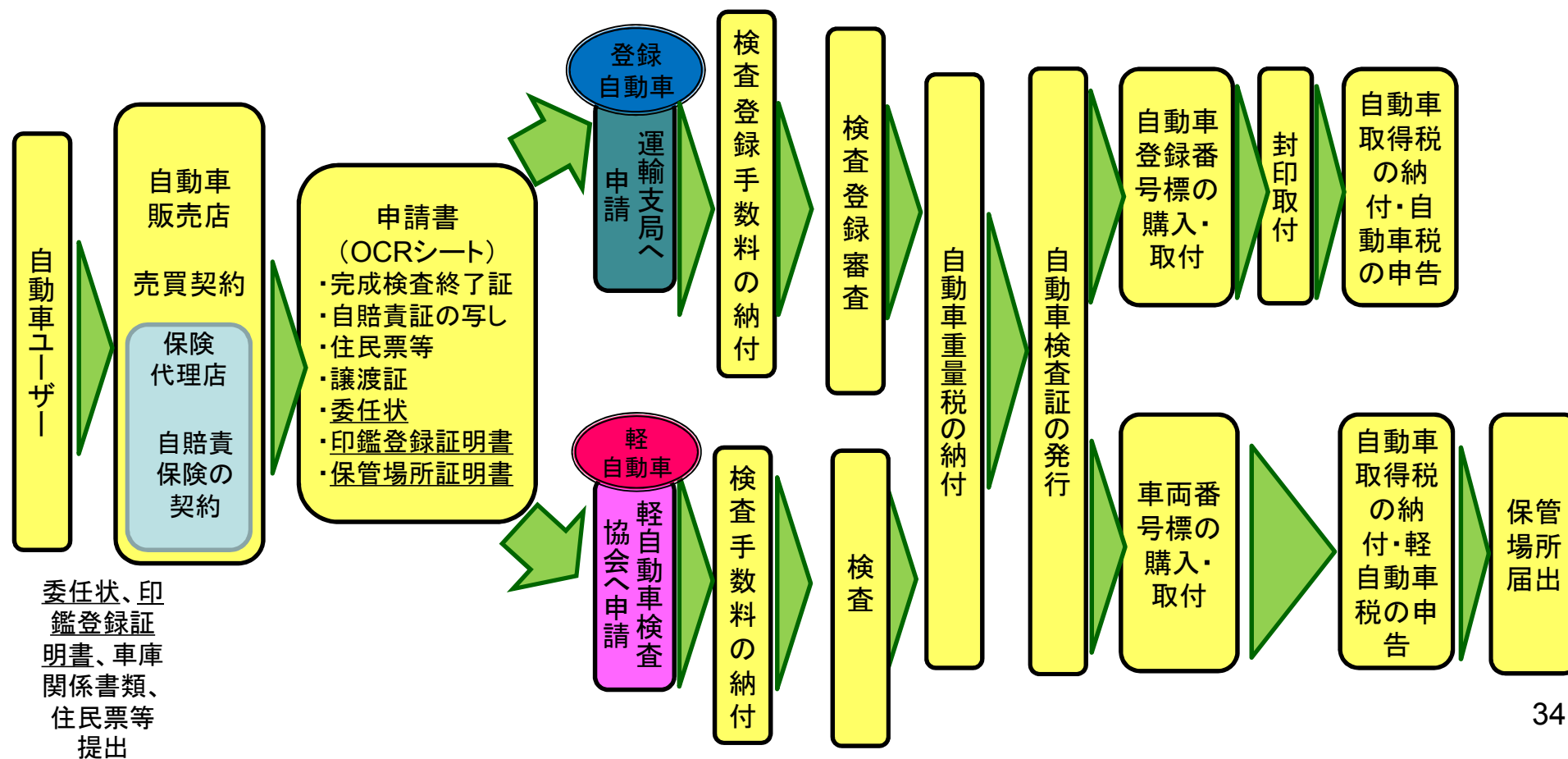


登録自動車と軽自動車の流れ(新規検査)

自動車の新規検査は、新規登録と同時に行うことが義務づけられているが、軽自動車は登録制度が無い
ため、軽自動車を新たに運行の用に供する場合、新規検査のみ必要となっている。

【自動車の新規検査(登録)の流れ(窓口申請・型式指定車)】

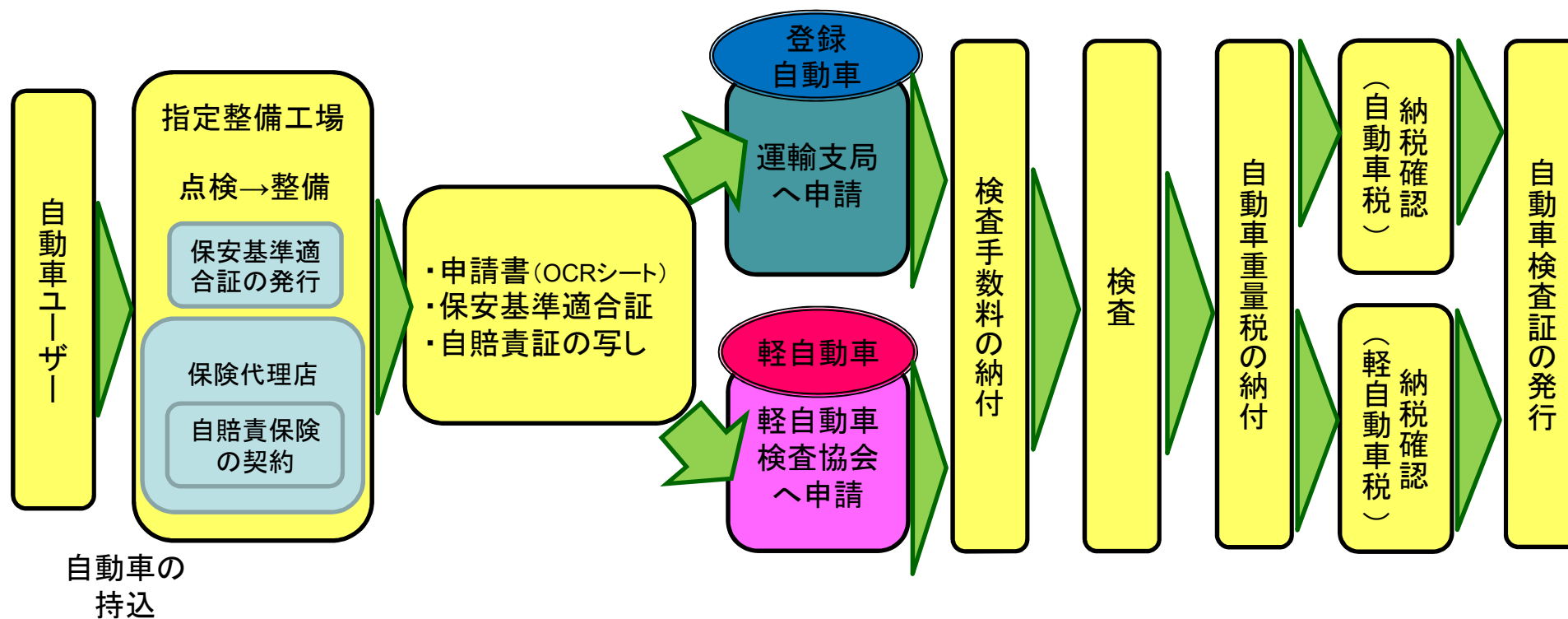
※下線は登録自動車のみ



登録自動車と軽自動車の流れ(継続検査)

軽自動車の継続検査については、申請先が異なる以外は、基本的には登録自動車と同様の手続となっている。

【自動車の継続検査の流れ(窓口申請・指定整備)】



車検証の電子化の基本的考え方

- OSS申請による継続検査等の手続きの際に残る、自動車検査証を交換するための運輸支局等への出頭を不要化できる仕組みとする。
- 現在、自動車検査証については、使用者による有効期間や個別的保安基準等の確認に用いられるほか、
 - ・ 自動車の流通、整備、保険の契約・支払いといった民間活動、
 - ・ 徴税、交通取締り、許認可といった行政活動、等にも利用されていることを踏まえ、電子化にあたっての基本的考え方を次のとおり整理してはどうか。

- 現行の書面の自動車検査証の利点(閲覧・持ち運びの容易さ)を維持しつつ、電子化された場合には利用者にとって更なるメリットがある仕組みとすることが必要。
- 具体的には、
 - ① 電子化された車検証の所有者・使用者及びこれを提示された者が容易に車検証の記録内容を確認できるようにすること(券面内容により確認することを含む)、
 - ② 車検証の記録内容の電子データの作成及び印刷ができるようにすること、
 - ③ 書面の車検証と同様に持ち運びやすいものとすること、
 - ④ 整備事業者、保険会社等の車検証の利用者が現在行っている車検証内容の電子データ作成のための手入力作業が不要となるよう、読み取った記録内容を電子的に利活用できるようにすること、
 - ⑤ 現在と同程度以上のセキュリティレベルを確保すること、が必要。

OSS対象手続きにおける自動車検査証の電子化による効果

手続き	車検証の電子化による効果	備考
継続検査 (指定整備)	出頭不要化	運輸支局における記録を選択する場合を除く
変更登録 (記載事項変更)	一部出頭不要化	券面記載事項の変更を伴わない場合、出頭不要 例1:所有者と使用者が異なる場合であって、所有者が引越した場合 例2:使用者が支局管轄区域内で引越した場合(使用の本拠の位置の変更が支局管轄区域内でナンバーの変更がない場合)
移転登録 (記載事項変更)	一部出頭不要化	券面記載事項の変更を伴わない場合、出頭不要 例:所有権留保の解除により、所有者の氏名・住所のみ変更となった場合
新規登録	—	車検証の交付を受けるため運輸支局等への出頭が必要
抹消登録	—	車検証を返納する必要があるため運輸支局への出頭が必要
新規検査	—	車検証の交付を受けるため運輸支局等への出頭が必要
継続検査 (持ち込み)		OSS申請対象外
構造変更		
予備検査		

参照条文①

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)

(自動車の検査及び自動車検査証)

第五十八条 自動車(国土交通省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」という。))及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。)は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 自動車検査証に記載すべき事項は、国土交通省令で定める。

(継続検査)

第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返付しないものとする。

3～5 (略)

(自動車検査証の備付け等)

第六十六条 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

2 国土交通大臣は、次の場合には、使用者に検査標章を交付しなければならない。

一 第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付するとき。

二 第六十二条第二項(第六十三条第三項及び次条第四項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証に有効期間を記入して、これを返付するとき。

3 検査標章には、国土交通省令で定めるところにより、その交付の際の当該自動車検査証の有効期間の満了する時期を表示するものとする。

4 検査標章の有効期間は、その交付の際の当該自動車の自動車検査証の有効期間と同一とする。

5 (略)

参照条文②

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)

(軽自動車検査協会の検査等)

第七十四条の三 国土交通大臣は、次章の規定により軽自動車検査協会が設立されたときは、軽自動車検査協会に、この章に規定する自動車の検査に関する事務(第六十一条の二及び第六十三条第一項の規定による事務を除く。)であつて軽自動車に係るもの(以下「軽自動車の検査事務」という。)を行なわせるものとする。

2～7 (略)

第七十四条の四 軽自動車検査協会が行う軽自動車の検査事務に関してこの章(第六十一条の二、第六十三条第一項、第六十三条の二、第六十三条の三、第六十三条の四、第七十一条の二第二項、第七十四条から第七十五条の三まで、第七十五条の五及び第七十五条の六を除く。)の規定を適用する場合には、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「軽自動車検査協会」とする。

第2回 自動車検査証の電子化に関する検討会 議事概要

1. 日 時：平成30年10月1日（月）15時30分～17時30分
2. 場 所：TKP東京駅セントラルカンファレンスセンター 10階 ホール10A
3. 出席者：石田委員、大山委員、坂委員、新保委員、青山委員、倉木委員代理（安藤委員欠席）、岡安委員、久保田委員、木場委員、島崎委員、徳永委員、堀内委員、三上委員、今岡委員代理（武藤委員欠席）、和辻委員、奥田委員、大嶋委員代理（蔭山委員欠席）、林委員、村中委員、平木委員

4. 議事（概要）

- (1) 関係団体・行政機関からのヒアリングとして関係団体等の委員からのプレゼンテーションを実施。その後意見交換を行った。

（プレゼンテーション及びその後の意見交換における関係団体等からの主な発言）

- 徴税事務では、車検証の備考欄を含む記載事項を確認しており、電子化にあたっては徴税事務に影響がないよう配慮いただきたい。【OSS都道府県税協議会】
- ナンバープレートの交付窓口において容易に車検証の記載情報が確認できるようにしていただくとともに、電子化に対応したシステム整備には時間とコストがかかるため、これらの点についても考慮してもらいたい。また、導入に際しては、紙とICカードが併存すると業務が輻輳するため、窓口での混乱が最小限で済むようにしてもらいたい。【（一社）全国自動車標板協議会】
- 中古車の買取・販売・オークションにおいて所有者の確認は非常に重要。車検証の電子化にあたっては、外形的に所有者情報等が確認可能な仕組みとしていただきたい。【（一社）日本中古自動車販売協会連合会】
- 車検証の電子化には基本的に賛成。車検証電子化後の将来的な活用については、全体のグランドデザインを描きながら検討していただきたい。車検証の電子化の影響は大きいことから、今後のスケジュールとコスト負担のあり方について十分協議してもらいたい。また、電子化の手法として車両側で対応が必要となるのであれば十分な準備期間を設けていただきたい。【（一社）日本自動車工業会】
- 電子化に際しては、低コスト化と目視による確認を不要とするデータの流れを構築することが重要ではないか。そのためにはデータを自動車内から外に出せる Web 方式としてはどうか。【（一財）自動車検査登録情報協会】

- (2) 事務局から資料2及び資料3について説明し、その後意見交換を行った。

（委員からの主な意見）

- 車検証情報の閲覧者の範囲について利便性も考慮しながら検討することが必要。IC運転免許証は、ICチップに記録された券面事項の読取りにおいてもパスワードが必要となっているが、車検証情報について、そこまでのセキュリティーの確保が必要か検討すべき。また、所有者・使用者と車両を紐付けて扱う場合には所要の手続きを求めることが必要ではないか。

- 車検証の電子化を Web 方式とする場合での閲覧に際しては、何らかの認証制度が必要。
- 車検証の原本確認が必要な業務はどういったものか。車検証を電子化した場合、内容の真正性を担保することはできたとしても、原本性を確認することは極めて難しい。電子データはコピーされると、元データと区別がつかない。
- 取締業務においては、オフライン状態でも、車検証の内容を読み取れるようにしておく必要があるかもしれない。日本でも通信環境が悪い地域も一部残っていることから、オフラインでの読み取り対応をどこまでする必要はあるかということも重要な論点。
- 限られた予算の中であまねく国民に必要な対応を行っていくために必要な事項はオフラインでも確認できるようにしていただきたい。
- 検査標章に R F I D を付与してキーとするなど、検査標章を車検証情報の確認ツールとして活用することも考えられるのではないか。
- 保険契約手続きにおいては、保険契約者等が保険会社に申告する情報、保険金支払手続きにおいては、保険会社が支払正当性を確認する情報であるため、簡便かつ金銭的負担が生じずに車検証記載情報を確認できるように配慮いただきたい。
- 車検証電子化のメリット・デメリットについて、過去の政府において行われてきた書面の電子化に係る検討における整理も踏まえつつ検討してはどうか。紙のメリットとしては、「見やすさ」が挙げられる一方、デメリットとして、「共有の困難性」があり、電子化のメリットとしては、「共有の容易性」と「災害対応の強さ（分散管理）」が挙げられる一方で、「システムエラー時の影響の大きさ」が挙げられる。また、電子化による不正の潜在化への対応が必要であり、機密性、可用性、完全性の観点から検討してはどうか。
- 仕様作成・交付移行期における対応については、紙と電子が併存すると多くの場合において非効率になる。過去に紙によるものを電子化した事例を検証するとよいのではないか。
- 様々な場面で多数の関係者が車検証を利用している。国民生活に影響が出ないよう密接にコミュニケーションをとりながら間違いがないように検討しなければならない。